

秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画

**令和3年度～令和7年度
北海道秩父別町**

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 秩父別町の概要	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	13
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	17
3 産業の振興	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	21
(3) 計画	23
(4) 産業振興促進事項	26
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	26
4 地域における情報化	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	27
(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28
5 交通施設の整備、交通手段の確保	29
(1) 現況と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 計画	31
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	32
6 生活環境の整備	33
(1) 現況と問題点	33
(2) その対策	34
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	39
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	42
(3) 計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
8 医療の確保	48
(1) 現況と問題点	48

(2) その対策	48
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	49
9 教育の振興	50
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	52
(3) 計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	54
10 集落の整備	55
(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	55
(3) 計画	56
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	56
11 地域文化の振興等	57
(1) 現況と問題点	57
(2) その対策	57
(3) 計画	58
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	58
12 再生可能エネルギーの利用の推進	59
(1) 現況と問題点	59
(2) その対策	59
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	59
○資料 事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	60

1 基本的な事項

(1) 秩父別町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、道央地域空知管内の北部に位置し、面積 47.18 km²、人口 2,347 人（令和3年3月31日現在住民基本台帳登載人口）である。

地勢は概ね平坦で東部に標高 120m程度の丘陵地帯があり、北部から西部は雨竜川に囲まれた純農村地帯であり、町の面積の 70%が農地である。

気候は内陸型で、夏季は高温多湿、冬季は 130 cm程度の積雪がある。

本町は明治 28 年、29 年の両年に屯田兵の入植により拓かれ、その後平坦部全域に 550m から 630m 毎に碁盤の目状に道路が整備され、これに沿って農家が散在し、特に集落形成はない。

明治後期になり国鉄留萌本線の開通により交通網が整備され始め、その後道路網が整備され町の中心部を東西に国道 233 号線、南北に道道（2 路線）が縦貫し、町道を含め交通の利便が確保されている。また、令和 2 年に深川・留萌を結ぶ「高規格幹線道路深川・留萌自動車道」が開通し利便性の向上が図られた。

交通機関は JR のほか民間 4 社のバスが乗り入れ、札幌、旭川、留萌、深川などの都市へ直行便が運行されており、社会的にも、経済的にもこれらの都市とのつながりが大きい。

イ 過疎の状況

① 人口等の動向

本町の人口は、昭和 32 年の 7,123 人をピークとして、その後は減少を続け、昭和 35 年の国勢調査結果は 6,684 人、昭和 50 年には 4,409 人、平成 2 年には 3,735 人、平成 17 年には 3,003 人、平成 27 年には 2,513 人となっている。近年、減少数はやや鈍化の傾向を示しているが、依然として生産年齢人口（15 歳～64 歳）を中心とする流出と、それに伴い出生数の減少が続き、少子高齢化が進んでいる。

これは、若年労働力の都市流出が大きな原因である。本町の高校生・大学生の卒業後の就業動向をみても、町内に留まるのは農業及び自営業の後継者と地元及び近隣市町の企業等に雇用される一部の者のみで、ほとんどの若者は卒業後に他市町で就業している。

また、核家族化の傾向と至便さを求める、農家地区から市街地区への移入が増えている。

② 旧過疎法等に基づく対策と現在の課題

昭和 45 年に制定された過疎地域対策緊急措置法から過疎地域自立促進特別措置法まで、法に基づく産業や観光の振興、産業基盤、交通通信体系、生活環境、福祉施設等の整備等を行ってきた。

これらの整備により町の基幹産業である農業は、後継者不足と高齢化に伴う農家戸数の減少により農地の集約が進む中、大規模経営が可能になり、生活環境面では、良好な住環境の整備が進むとともに、福祉や子育て支援の面においても施設整備がなされ、住みよい町として発展することができた。

また、地域の活力を高めるために整備した各種観光・レクリエーション施設は、住民に潤いと活力を与えるとともに、都市住民との交流や観光振興の拠点として機能しており、交流人口の増加を図ることができた。

しかし、こうした取り組みによってもなお、人口減少や高齢化率の上昇は止まらず、地域の担い手不足が問題となっている。

また、一部の公共施設では老朽化や人口減少による利用需要の変化に対応するため、既設施設の更新や活用のあり方について検討が必要である。

商業については過疎化の進行や交通網の整備により消費経済圏が広がり、地域内での経済活動が停滞している。将来的には地域に住む高齢者が買い物難民にならないよう、福祉の面からも商店維持・確保する対策を取る必要がある。また、農作物など地元資源を活用できる商工業の育成を図ることが課題である。

③ 今後の見通し

これからも本町は農業を基盤として発展しようとするまちであることに変わりはなく、農家経営の安定を図ることが重要であり、そのためには、将来を見据えた新たな取り組みと消費者目線に立った積極的な取り組みが必要である。

また、近年の健康指向や食品の安全性、農村景観環境保全への関心の高まりの中で、本町の持つクリーンなイメージや環境に配慮した農業への取り組みなど次代を担う人たちが意欲を持って取り組める農業・農村づくりが必要である。

旧過疎対策各法の財政手当てにより道路整備等施設面の整備はほぼ初期の目標を達成した。今後は、既設の二次改良を中心に、町民のニーズに的確に応えるための施策の展開が必要になる。

上下水道については、配管等の老朽化が進んできているため、各施設・配管の改修や配管網の見直しを含めた計画的な更新が必要である。

また、これまでに整備された施設を有効に使った都市住民との交流事業を推進し関係人口の創出や移住促進を図りながら、住民が住み続けたいと思えるまちを目指し、様々な対策を実施し人口減少抑制を図らなければならない。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

町の基幹産業は農業であり、肥沃な土壌と恵まれた気象条件が相まって、道内有数の穀倉

地帯の地位を築いた。今後の社会的、経済的発展も農業の振興如何にかかっているといえる。

平成 29 年度に減反政策が廃止になり、それ以降地域が主体となって作付け体系を決め、地域農業を取り進めることになった。これまで同様に農業関係の各種計画に基づき、農地集積による農業の効率化や稻作を主軸にした土地利用型作物、ブロッコリーや花きなど高収益作物による複合経営で個々の農業経営を支え、農家経営の安定を図っていかなければならない。

また、地場資源を活用した加工製品の開発研究及び販売促進、既存企業の振興など、第 2 次・第 3 次産業の振興が必要である。

企業誘致については、若年労働力の不足や地理的条件等の不一致など誘致をめぐる環境は厳しい状況であるが、企業誘致に積極的に取り組み、町の雇用増大、産業の振興に資する優良企業の誘致を進める必要がある。

今後は、人口減少や少子高齢化に対応しながら、次世代に向けて持続的な発展を遂げるため、人材の確保・育成を図り、人口減少に負けない持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図っていく。

（2）人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

本町の人口は、昭和 32 年以降生産年齢人口の都市部への人口流出が急速に進み、それに伴い出生数の減少を引き起こし自然減少が常態化しており、昭和 35 年の国勢調査結果は 6,684 人、昭和 50 年には 4,409 人、平成 2 年には 3,735 人、平成 17 年には 3,003 人、平成 27 年には 2,513 人となり、昭和 35 年から平成 27 年までで、4,171 人減少し平成 27 年以降も人口減少が続いている。

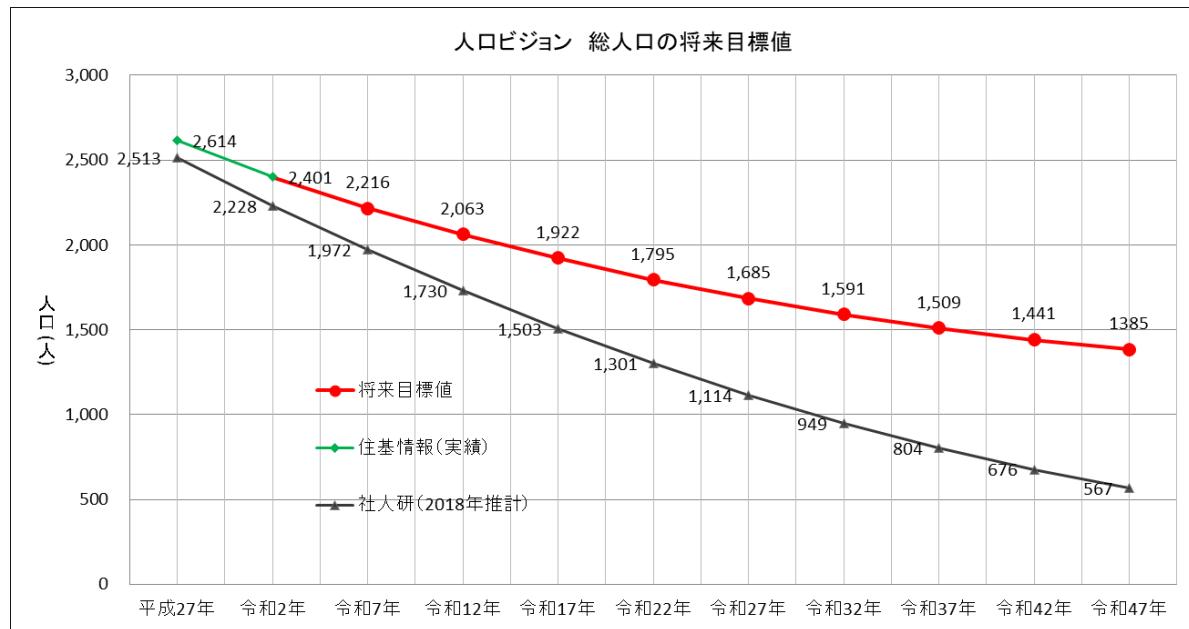
また、国立社会保障人口問題研究所（社人研）によると、令和 7 年の本町の人口は 1,972 人、令和 12 年には 1,730 人まで減少すると推計されているが、本町の人口ビジョンでは様々な人口確保対策を実施することで人口減少を抑制させ、令和 7 年で 2,216 人、令和 12 年で 2,063 人を維持することを目標としている。

表1－1（1）人口の推移

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,684	人 4,409	% △ 34.0	人 3,735	% △ 15.3	人 3,003	% △ 19.6	人 2,513	% △ 16.3	
0歳～14歳	2,226	1,018	△ 54.3	602	△ 40.9	327	△ 45.7	227	△ 30.6	
15歳～64歳	4,121	2,909	△ 29.4	2,370	△ 18.5	1,664	△ 29.8	1,235	△ 25.8	
うち 15歳～ 29歳（a）	1,850	854	△ 53.8	561	△ 34.3	363	△ 35.3	248	△ 31.7	
65歳以上 (b)	337	482	43.0	763	58.3	1,012	32.6	1,051	3.9	
(a)／総数 若年者比率	% 27.7	% 19.4	—	% 15.0	—	% 12.1	—	% 9.9	—	
(b)／総数 高齢者比率	% 5.0	% 10.9	—	% 20.4	—	% 33.7	—	% 41.8	—	

（国勢調査）

表1－1（2）人口の見通し



（第2期秩父別町人口ビジョン）

イ 産業の推移と今後の見通し

人口減少や農業情勢の変化等に伴い、産業構造にも大きな変化をもたらしている。

就業総数を昭和35年と平成27年を対比してみると2,542人減少しており、昭和35年の32%程度の状況である。昭和35年に多数を占めていた第1次産業の就業率は76.6%から38.6%へと激減し、その反面第3次産業の就業率が上昇し第1次産業を上回りその差は大きくなっている。また、第2次産業の就業率は、製造業者の撤退等により減少している。

今後も、第1次産業の減少及び第3次産業の就業率の増加傾向が続くものと思われる。

表1－1（3）産業別人口の推移

区分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	人	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数		人 3,717	人 2,405	% △ 35.3	人 2,075	% △ 13.7	人 1,529	% △ 26.3	人 1,175	% △ 23.2
第一次産業 就業人口比率		% 76.6	% 57.8	—	% 46.0	—	% 38.3	—	% 38.6	—
第二次産業 就業人口比率		% 7.5	% 16.3	—	% 19.8	—	% 16.4	—	% 10.6	—
第三次産業 就業人口比率		% 15.9	% 23.9	—	% 34.2	—	% 45.3	—	% 51.7	—

(国勢調査)

（3）行財政の状況

ア 行財政

国においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気が依然として厳しい状況にある中、その対策費等により財政状況が悪化し、国債残高が大幅に増えている。

本町では、これまでにってきた行財政改革の結果、町債残高は減少、基金現在高は増加するなど、比較的健全な財政状況を保ってきた。

しかしながら、近年は公債費や施設管理費の増により経常収支比率が増加し、財政の硬直化が顕著になっており、国の財政悪化に伴う地方交付税や補助金等の減による財政の悪化が懸念される。

このため、引き続き行財政改革を進め、財源の重点的かつ効率的な配分に努めることで収支バランスを維持し、中長期的視点に立った持続可能で安定的な財政構造を確立する必要がある。

表1－2（1）財政状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	2,983,023	3,217,982	3,158,534
一般財源	2,018,761	1,930,439	1,830,294
国庫支出金	277,079	204,957	131,567
道支出金	104,335	208,572	202,544
地方債	349,271	342,830	208,123
うち過疎対策事業債	217,800	252,800	151,600
その他	233,577	531,184	786,006
歳出総額 B	2,897,866	3,109,304	3,087,324
義務的経費	1,169,915	1,065,653	1,116,127
投資的経費	528,084	560,738	363,340
うち普通建設事業	528,084	560,738	347,248
その他	1,199,867	1,482,913	1,607,857
過疎対策事業費	308,343	314,193	251,506
歳入歳出差引額 C (A - B)	85,157	108,678	71,210
翌年度へ繰越すべき財源 D	23,194	23,731	0
実質収支 C - D	61,963	84,947	71,210
財政力指数	0.146	0.147	0.161
公債費負担比率	23.6	20.6	20.6
実質公債費比率	13.1	7.5	7.1
起債制限比率	7.8	2.8	4.7
経常収支比率	82.4	80.3	91.2
将来負担比率	23.5	-	-
地方債現在高	4,556,740	4,005,035	3,987,004

イ 施設整備水準等の現況と動向

主要公共施設等の整備状況をみると、町道の改良率は90.3%であり、改良に併せ舗装率も60.8%まで上昇し、今後も住民の要望に応えるべく整備を進めていかなければならない。水道は簡易水道施設で98.2%の普及率である。

排水施設については、平成元年度に併用を開始した農業集落排水事業により、市街部では100%の下水道普及率となっている。

市街地区では、豪雨等による被害解消のため、排水路の改修を実施している。

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	64.4	83.8	89.2	90.1	90.3
舗装率 (%)	24.2	46.9	54.0	58.7	60.8
農道延長(m)	40,984	51,547	64,830	72,014	72,014
耕地 1 ha当たり農道延長 (m)	13.4	17.0	22.1	24.2	24.6
林道延長 (m)	0	0	0	0	0
林野 1 ha当たり林道延長 (m)	0	0	0	0	0
水道普及率 (%)	86.1	91.2	94.4	97.8	98.3
水洗化率 (%)	0	25.2	92.6	97.3	97.7
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

① 交通通信体系

・国 道

町の中心部を縦貫する国道 233 号 9.3 kmは全線舗装されている。

また、平成 14 年 11 月から市街地での融雪溝の供用が開始され、このため冬期間における歩車道の空間が広く、視野が良くなり、交通事故防止・生活環境の向上等が図られているが、歩道の市街地以西は横風を受けやすい上に幅が狭いため、危険であり、拡幅した自歩道の整備が望まれる。

平成 30 年に小型ホームセンターができたが、歩道幅が狭く冬期間の歩行が困難なため、札幌開発建設部の早急な歩道整備が望まれる。

・道 道

道道 4 路線 15.5 kmはすべて改良舗装を終えているが、沼田妹背牛線においては、吹雪による視界不良で事故が多発しているため、安全対策が望まれている。

・町 道

市街地区は幹線道路、住宅街小路とも、そのほとんどが本舗装あるいは簡易舗装を終えているが、この中には幅員の狭小な路線が数多くあり、冬期間は除排雪による路面確保に苦慮している。

過疎地域にあっても、市町村道整備事業及び広域農道整備事業などの道営事業によって整備が進められ、改良率については、令和 2 年度末で、90.3%に達しているが、舗装率につい

ては 60.8% と低く、また交通安全施設も経年による損傷が進んでいるため整備を進めていく。

また、舗装路面の亀裂等が進行すると、車両の通行に支障をきたすため、調査を行うとともに対策を検討しなければならない。

- ・通信施設

通信施設は秩父別郵便局 1 局があり、テレビ受像難視地区もなく問題はない。

N T T 加入電話は町内全域に普及し、携帯電話についても、町内全域が通信エリアとなっている。

防災通信施設として、令和 2 年度に防災行政無線のデジタル化更新工事を行い、全世帯に個別受信機を貸与したほか、市街地区には屋外スピーカーを 2 カ所設置し、災害時等の連絡体制整備を図った。

インターネット環境については、市街地区は光回線が導入され、農家地区にも令和 3 年度中に光回線の敷設を行い、令和 4 年度から利用できる予定である。

② 教育文化施設

- ・学校教育

学校等施設については、小学校 1 校（昭和 39 年統合）、中学校 1 校があり、認定こども園 1 施設がある。

中学校は昭和 53 年に鉄筋コンクリート造 2 階建の新校舎を建設し、平成 4 ～ 5 年に校舎と体育館の大規模改修を行い、視聴覚教室にはコンピューターを設置するなど各種施設を整えた学舎としている。また、平成 21 年と平成 27 年には体育館の耐震改修を行い、耐震補強を行ったが、外壁や設備等の劣化が著しく長期使用は困難な状況である。

小学校は昭和 39 年に 4 校を統合し校舎を建設したが、老朽化により平成 14 年に新校舎を建設した。

給食施設は、平成 14 年に北空知学校給食組合に加入し、小・中学校の完全給食を実施していたが、施設の老朽化により、新たに平成 25 年に北空知 1 市 4 町で北空知圏学校給食組合を設立し、平成 27 年 4 月から給食の提供を行っている。

表1－2（3）学校施設の現況

(令和3年4月末現在)

学校名	所在地	児童生徒数	学級数	教員数	施設					危険校舎面積	給食実施状況
					寄宿舎の有無	プールの有無	普通教室	特別教室	屋内運動場の有無		
秩父別町立秩父別小学校	秩父別町	100	9	15	無	無	8	8	有	無	完全給食
秩父別町立秩父別中学校	秩父別町	48	4	12	無	無	6	10	有	無	完全給食

・社会教育

昭和48年に建設したファミリースポーツセンターと同公園、以後これに隣接して研修センターや郷土館、図書館、陸上競技場、B&G海洋センター、インドアグラウンドのふれあいプラザ及びパークゴルフ場を整備し、更に、旧道立秩父別高等学校を改修し、生涯学習センター「生き活き館」として利用しており、これらが社会教育の中核をなしている。これらを拠点として各サークル活動や文化活動が行われているが、一部の施設を除き、少子化高齢化により、年々利用者等は減少傾向にある。

表1－2（4）教育文化施設の現況

(令和3年4月末現在)

施設名	建設年度	施設規模	所在地
ファミリースポーツセンター	昭和48年	鉄筋コンクリート造 2階建一部鉄骨造 2,578m ²	秩父別町 2条1丁目
ファミリースポーツ公園	昭和48年～昭和52年	テニスコート2面、野球場、キャンプ場	2条1丁目
町民研修センター	昭和54年	鉄骨造平屋建 315m ²	2条1丁目
郷土館	昭和56年	鉄骨造2階建 654m ²	2条1丁目
陸上競技場	平成3年	第4種公認 400mトラック	2条1丁目
海洋センター	平成4年	プール 4,229m ²	2条1丁目
図書館	平成4年	鉄筋コンクリート造2階 691.2m ²	2条1丁目
交流会館	平成4年	鉄骨造平屋建 405m ²	2条1丁目
ふれあいプラザ	平成5年	インドアグラウンド 1,806m ²	2条1丁目
パークゴルフ場	平成9年	27ホール 34,445m ²	2条1丁目
多目的研修施設（おおとり）	平成9年	鉄筋コンクリート造3階建 1,040m ²	2条1丁目
生涯学習センター（生き活き館）	平成13年	鉄筋コンクリート造2階建 3,258m ²	2条2丁目

・集会施設

地域住民の自主活動や相互協力の推進を図るため、コミュニティ会館を農家地区に6箇所、市街地区に1箇所設置し、各町内会により自主的に管理運営されている。

建設から相当の年数を経過した施設もあることから、適切な老朽化対策が必要である。

また、地域の人口減少に伴う町内会の再編等を見据えて、施設の統廃合を含めた検討が今

後必要となる。

表1－2（5）集会施設の現況

（令和3年4月末現在）

施設名	建設年度	施設規模	所在地
東栄コミュニティ会館	昭和53年	木造モルタル平屋建 190.46m ²	5条1丁目
日の出コミュニティ会館	昭和54年	木造モルタル平屋建 213.5m ²	南1条東1丁目
南コミュニティ会館	昭和54年	木造モルタル平屋建 198m ²	1条5丁目
屯田コミュニティ会館	昭和61年	木造平屋建 224m ²	2条4丁目
北部コミュニティ会館	平成3年	木造平屋建 296.04m ²	6条3丁目
筑紫コミュニティ会館	平成7年	木造平屋建 179.21m ²	2条1丁目
西栄コミュニティ会館	平成17年	木造2階建 155.52m ²	2条8丁目

③ 生活環境施設、厚生施設

・水道施設

昭和60年4月から、北空知広域水道企業団より受水し、安全で良質な水道水を安定供給しており、現在の普及率は98.2%（令和2年度末）となっている。

また、有収率は73.0%となっており、漏水の早期発見、有収率の向上に努めている。

・下水処理施設

し尿処理については北空知衛生センター組合に加入し、共同処理しているが、平成元年4月から供用を開始した農業集落排水処理施設により現在860戸が家庭雑排水を処理し、そのうち843戸がし尿処理も行っている。

農家地区においては、平成6年から合併処理浄化槽を整備しており、現在は209基設置し、179基が稼働している。

・廃棄物処理施設

ごみ処理については、北空知衛生センター組合・北空知衛生施設組合に加入し、定期的に収集し処理している。また、平成22年から中・北空知廃棄物処理広域連合に加入し、より効率的な処理に努めている。

・火葬場

火葬業務については、平成31年度に北空知葬斎組合が北空知衛生センター組合に統合され、運営されている。北空知葬斎場は建築から40年以上が経過しており、現在の施設では火葬業務に支障をきたすような事態が想定されている。

・消防施設

昭和47年に北空知圏域町によって深川地区消防組合を設立、近年は平成27年に消防庁舎を移転新設した。隣接する演習会場の舗装化や車両の適正な入れ替えにより消防体制の強

化に努め、機動性が充実している。更に消防無線のデジタル化や119番の一元化等、救急環境も整っている。

表1－2（6）消防施設の現況

(令和3年4月末現在)

常備署員	団員数		装備	摘要
6名	本部	2名	ポンプ車CDⅡ型（A2級） タンク車水Ⅱ型（A2級） ポンプ付水槽車（A2級） 積載車 小型動力ポンプ（C-1） 広報連絡車 卓上型固定移動局3台 受令機1台 卓上型無線機5台 携帯型無線機5台	1台 1台 1台 1台 2台 1台 卓上型固定移動局3台 受令機1台 卓上型無線機5台 携帯型無線機5台
	第1分団	24名		防火水槽 40t級 19基 消火栓 16基
	第2分団	24名		
	計	50名		

・福祉施設

人口の高齢化や少子化が進むとともに、人口構造も大きく変化している今日、誰もが健康で生活の豊かさを実感でき、生きがいをもって暮らしていくために福祉の果たす役割が増大している。このため各福祉施設の整備に努め対応を図っている。

表1－2（7） 福祉施設等の現況

(令和3年4月末現在)

施設名	設置主体	実施年度	施設規模	利用状況
特別養護老人ホーム (和敬園)	民間	昭和57年	鉄筋コンクリート造平屋建 1,552m ²	定員80名
介護付有料老人ホーム (幸鐘会)	民間	平成24年	鉄筋コンクリート造平屋建 607.98m ²	定員15名
老人福祉センター	町	昭和57年	鉄筋コンクリート造一部2階建 1,182m ²	老人の生きがい活動、一般住民の福祉活動
デイサービスセンター 認定こども園（くるみ）	町	平成7年	R C造平屋建 632.5m ²	定員1日25名
高齢者グループハウス (らいふ)	町	平成10年	鉄筋コンクリート造平屋建 534.9m ²	定員80名
高齢者グループハウス (らいふ)	町	平成11年～平成12年	鉄筋コンクリート造平屋建 1,415.44m ²	戸数20戸
グループホーム(幸鐘会)	民間	平成14年	木造平屋建 347.8m ²	定員9名
グループホーム(幸鐘会)	民間	平成17年	木造平屋建 293.2m ²	定員9名
障がい者グループホーム	民間	平成29年	木造2階建 274.92.m ²	定員10名
障がい者グループホーム	民間	平成30年	木造2階建 284.87.m ²	定員10名

・診療施設

町立診療所は、一次医療（初期医療）を担う本町唯一の医療機関として平成6年に開所され、患者数の増に伴い平成13年度に施設を増築している。二次医療機関としては、近隣（車で15分以内）に地域センター病院である深川市立病院があり、診療所では対応困難な休日夜間対応などを担っているほか、各種連携体制を構築しながら地域医療を支えている。

町立歯科診療所は、昭和44年に開所した後、昭和58年、昭和61年、平成5年の三度にわ

たり改築を行い、施設設備の充実を図った。平成 30 年度には、老朽化に伴い屋根の張替工事を実施している。両診療所ともに施設の老朽化が進んでおり、計画的に整備していく必要がある。

表 1－2 (8) 診療施設等の現況

(令和 3 年 4 月末現在)

施設名	設置主体	実施年度	施設規模	診療科目
町立診療所	町	平成6年	木造平屋建 210. 96m ²	内科・循環器内科・整形外科
町立歯科診療所	町	昭和44年	木造平屋建 124. 35m ²	歯科

・公営住宅等

現在 242 戸の公営住宅が 9 団地で構成されているが、老朽化や生活様式の変化により改善を求めるニーズが高まっている。このため、住環境整備を計画的に改善していく必要がある。

また、若者定住の促進等のために、単身者向け仕様と、高齢社会に伴う高齢者対応の建設を進めてきたところである。

今後は、団地別、住棟別の活用方法を定め、維持管理・長寿命化を検討する。

④ 観光施設等

昭和 63 年に掘削した温泉を利用した保養センターが平成元年に完成し、この温泉施設を核として、開基百年記念塔、道の駅等の施設を整備し、さらに、平成 29 年にはこども屋内遊戯場キッズスクエアちっくる、その翌年には屋外遊戯場キュービックコネクションを整備し、町民の交流推進と町外からの交流人口の拡大を図ってきたところである。その結果、近年、子育て世代を中心とした観光客の増加が見られ、町内の飲食店等にも賑わいが生まれている。

また、町内の丘陵地帯には平成 10・11 年にローズガーデンちっぷべつ、平成 16 年には観光体験牧場を整備し、多くの観光客が訪れている。

しかし、昨今的人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響による入込客数の減少が課題となっている。

表 1－2 (9) 観光施設の状況

(令和 3 年 4 月末現在)

施設名	建設年度	施設規模	所在地
秩父別温泉	平成元年 ～平成 2 年	鉄筋コンクリート造 保養研修センター 2 階建 1, 733. 91 m ² 宿泊研修施設 3 階建 2, 025. 81 m ²	秩父別町 2 条 1 丁目
開基百年記念塔 道の駅（特産物展示館） バラの城ふろーら	平成 5 年 平成 5 年 平成 10 年	鉄骨造 56. 80 m ² 高さ 30. 48m 木造 82. 62 m ² 鉄筋コンクリート造 306. 60 m ²	2 条 1 丁目 2 条 1 丁目 3 条東 2 丁目

交流体験農園	平成 16 年～ 17 年	センターハウス 木造 116.64 m ² 簡易宿泊施設 木造 20 棟 777.6 m ² 鉄骨造 617.88 m ²	南山
観光体験牧場管理棟・ 羊舎	平成 17 年		3 条東 2 丁目
こども屋内遊戯場 キ ッズスクエアちっくる 屋外遊戯場キュービッ クコネクション	平成 29 年	R C 造+木造 平屋 1 階建て 建築面積 604.25 m ²	2 条 1 丁目
	平成 30 年	高さ 13 m 幅 58 m 6 階層 のコンビネーショ ン遊具	2 条 1 丁目

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は開拓以来、稻作農業を基幹産業として今まで搖るぎなく発展してきた町である。「協働の力で築く、安全安心で活気に満ちたまち」のテーマをもとに、自然環境に優れ肥沃な土壤と水に恵まれた緑豊かな主要生産基地としての役割を果たしながら、人口減少に負けない持続可能な地域社会の形成と、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図るため、第6次秩父別町総合計画及び秩父別町まちひとしごと創生総合戦略に掲げた各種施策を実施していく。

町の基幹産業である農業の振興については、後継者と担い手不足、農産物の価格の低迷など厳しい状況にあるが、秩父別町農業再生協議会を中心に水田を最大限活用し、地域に即した土地利用型作物及び高収益作物の作付けを進め、加えてすでに取り組んでいる減農薬・減化学肥料によるクリーン農業を更に推進し、農家個々の所得向上を図り、将来性のある職業として魅力ある農業を確立する。また、農産物加工商品開発等により、地場産業の創設を進め、地域経済の振興を図る。

さらに、地域の特性を生かした起業を促進するため、商業と農業が関係を密にして、さらには6次産業への取り組みを推し進め、新産業の創出を促進する。

観光振興においては、これまで温泉施設、ローズガーデン施設を核とした観光・レクリエーション施設の整備を進め、都市住民との交流を拡大し、地域の活性化を図ってきた。

今後は、幅広い利用者のニーズに応え得る施設整備とホスピタリティーの向上を目指し、ハード・ソフトの両面から更なる充実を図っていき、SNS等を活用した情報発信を強化するとともに、インバウンド観光や関係人口創出を視野に入れた取り組みを推進していく。

人口減少問題については、経済的支援やサービス充実による子育て世帯等の移住・定住促進、U I J ターン者への支援や地域おこし協力隊の受入れ、交流体験農園や観光施設を活用した交流人口・関係人口の創出、企業誘致による雇用促進など総合的な取り組みを行い、人口減少抑制を図っていく必要がある。

児童福祉においては「子ども子育て応援宣言」のまちとして、子どもの健康を守り、子育て子育ちを支え、生き抜く力等を育むことができる環境づくりを行う。

高齢化社会を迎えるにあたり、高齢者が健康で安全、安心に暮らせるような生活環境を整える必要がある。住居、食生活、見守りや介護従事者の確保など、ハード・ソフト両面からキメの細かい

施策を推進する。また、安心な暮らしを確保するため、広域連携等により地域医療・介護体制を確立する。

教育文化については、従来のファミリースポーツセンターを中心とした社会教育施設に加え、平成14年には生涯学習の拠点となる「生涯学習センター生き活き館」が完成し、更なる施設の充実を図っており、「生涯学習の町」宣言に基づき、各種の施策を展開している。

今後も、多種多様な学習ニーズや団体活動を施設整備や人的支援等の面でバックアップし、学習環境と文化水準の向上に努める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町の持続的発展のための基本目標は、「第2期秩父別町人口ビジョン」の将来展望で掲げた「2025年の総人口2,216人を維持」とする。

また、第2期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、持続可能な地域社会の形成と地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図り、人口減少と地域経済縮小を克服し、本町が持続的発展を遂げるため、次の4つを基本的政策とし掲げ、政策ごとに数値目標を設定している。

① 農業や商工業活性化、企業誘致への取り組みにより、しごとをつくり、安心して働くようとする。

数値目標	基準値（平成31年度末）	目標値（令和6年度）
農業従事者数	419人	356人（85%維持）
耕作放棄地面積	0m ²	0m ²
町内事業所数	97事業所	97事業所

② 移住・定住の促進、教育環境等の充実や観光振興を図り、町へ向けての新しい人の流れをつくり、転入者を増やすとともに、町外への流出を防ぐ。

数値目標	基準値（令和元年）	目標値（令和6年度）
社会増減数	5年平均：-17人	±0
観光客入込数	年間630,000人（見込）	640,000人

③ 安心して子どもを産み育てる環境づくりや切れ目のない支援により若い世代の希望の実現を図ることで、結婚、出産、子育てを安心してできるようにする。

数値目標	基準値（令和元年）	目標値（令和6年度）
婚姻数（40歳未満）	7組（5年平均）	7組（5年平均）
出生数	14人（5年平均）	14人（5年平均）

④ 人口減少、少子高齢化の進行を見越した長期的な視点で、定住環境整備、地域医療の確保、高齢者福祉対策、防災対策、公共交通確保など総合的な取り組みにより、「このまちに住んでよかった、生まれてよかったと思えるまちづくり」を目指す。

数値目標	基準値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
住みよいまちと感じている人（アンケート）	64.4%	65.0%

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標等の達成度の検証と同様に産官学金等の有識者から意見を聴取し行う。検証時期は本計画最終年度の令和7年度とする。

（7）計画期間

この計画の期間は、令和3年4月1日（令和3年度）から令和8年3月31日（令和7年度）までの5ヶ年間とする。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

本町の公共建築物には築40年を経過する施設が増えており、今後もこれらの施設を良好な状態で使用していくためには、適切な維持修繕に加え、バリアフリーへの対応や耐震化、省エネルギー性能の向上対策など、時代の変化に応じた対応を図るための大きな改修工事が必要になる。また、生活に必要不可欠なインフラ資産である道路・橋りょう、簡易水道、農業集落排水などは、安全性を確保した安定的な供用が求められることから、老朽化が進んでいる部分の計画的な更新が必要になる。また、公共施設等は数十年にわたって利用するものであり、更新（建て替え）は長期的な視点での政策判断が必要である。

「秩父別町公共施設等総合管理計画」では、財政構造の変化、公共施設等への町民ニーズの量や質の変化を捉え必要となる施設を将来にわたり維持するため、「総資産量の適正化」、「長寿命化の推進」、「維持管理コストの抑制」を基本方針と定め、計画的な施設の更新を図っている。

本計画に記載の全ての公共施設は「秩父別町公共施設等総合管理計画」に適合しており、同計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町では、移住定住の受け皿となる良好な住環境の整備を行っており、令和2年度末現在で9団地242戸の公営住宅等と8棟の民間賃貸住宅があり、うち7棟が民間賃貸住宅建設補助事業により建設したものである。

また、持ち家を促進させることが移住定住に直結するため、平成23年から「いなほ団地」の宅地分譲を行い、平成28年に完売している。現在は分譲するのに適した町有地がなく、新築住宅取得補助金交付事業や住宅用地取得補助金交付事業を実施し移住定住の促進を図っている。

都市との交流促進を図るため、滞在型市民農園や移住体験住宅など都市住民が本町に滞在し暮らしを体験できる環境を整備しており、交流実績も上がっているところである。

多様な人材確保の取り組みとして「地域おこし協力隊」の採用や外国人観光客等の誘致を図るためのインバウンド事業職員の採用を行ってきた。加えて、将来の人材確保を視野に入れた「ふるさとワーキングホリデー事業」などの事業を始めたところである。

上述した取り組みの成果として、平成29、30年は社会増となり人口減少抑制に一定の効果があったと言えるが、令和元年からは転出数が増加傾向にある。

人口減少・少子高齢化、地域づくりの担い手不足という課題に直面している本町において、これまで整備した施設等を有効活用し、ソフト事業を充実させ、移住定住並びに地域間交流の促進を図るとともに、「地域おこし協力隊」等の地域社会の担い手となる人材を受入・育成し、多様な人材を確保することが必要である。

また、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」は、地域づくりの担い手となることが期待されることから、SNSを活用した情報発信やWEBによる地域外との交流、ふるさと納税制度の活用、北海道や空知地域等と連携した広域的な取り組みを実施し、地域外の人と秩父別町及び地域住民との接点をつくることで「関係人口」の創出を図り、将来の人材確保に繋げていくことが必要である。

(2) その対策

(基本目標)

◇ 社会増減の均衡を図る。

(主要な施策)

- ① 計画的な公営住宅等の整備を図る。
- ② 空き家の有効活用を図る。
- ③ 新社会人や子育て世帯等に対する様々な経済的支援を図る。

- ④ 滞在型市民農園や移住体験住宅等の資源を活用した暮らし体験やワーキングホリデー、ワーケーション事業等を実施し、地域外人材との交流を図る。
- ⑤ 地域おこし協力隊の積極的な受入れを図る。
- ⑥ 効果的なPR事業を行い町の知名度の向上を図る。
- ⑦ 移住相談窓口の設置やU I Jターンへの支援策を実施する。
- ⑧ 空知地域創生協議会や北空知圏振興協議会など広域連携による事業推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	<p>移住定住推進事業 (事業内容) 町内市街地に存在する空き家を購入した入居者や、宅地を取得し住居を建設する入居者、町民が住む住宅の改修等、町内への移住や定住を促進する事業に要する費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 町内への移住や定住を促進し、人口減少の抑制を図る必要がある。 (事業効果) 町内への移住の推進及び町民の町外への流出を防ぐことで、定住促進による活性化を図ることができる。</p> <p>交流体験農園施設維持補修事業 (事業内容) 交流体験農園施設を適正に維持するため必要な補修を行う。 (事業の必要性) 都市との交流拡大を目的とした施設であり、安定して利用されるよう適正な維持が求められている。 (事業効果) 施設を適正に維持管理することで交流人口を拡大し、定住の促進と地域の活性化が図られる。</p>	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本町の農業は、基幹作物である水稻を中心とした小麦・豆類・ソバなどを作付けする土地利用型農業を基本とし、ブロッコリー等の野菜や花きを取り入れた複合経営を推進している。生産面においても、農業者及び農業関係団体が栽培技術の向上を図り、高品質でおいしい米づくりを目指す一方、減農薬・減化学肥料による営農活動に取り組み、消費者が安心して食べられる安全なクリーン米づくりの産地を目指している。

販売・流通面においては、高品質米としてのブランドづくり、道内外市場に定着した野菜の安定供給と販路拡大を図るとともに、農産物の広域出荷体制の拡充等に積極的な取り組みを行っている。

また、地場農産物は加工品等として、観光や商業など地域産業と強く結び付き、地域活性化を図るための重要な役割を担っている。

問題点は、消費減退による米の価格停滞と農産物の自由化による野菜等の価格低迷、農業従事者の高齢化、少子高齢化による後継者不足の深刻化により、農家人口が減少し続け、農村活力が低下していることである。

このため、秩父別町農業再生協議会を中心となって、地域として新たな足腰の強いあるべき姿の実現を目指すため、明日の農業を担う若年農業経営者、女性従事者の意向や農業経営に関する基本的条件を考慮しながら、農業者や農業関係団体が行う地域の農業振興を図るために自助努力を助長して、意欲と能力のある者を支援するための施策を総合的に実施する必要がある。

農産物の集出荷においては、すでに市町の枠組みを超えた共同の取り組みが進んでいる。今後は、施設更新の支援や、更なる広域化に向けた取り組みを進める。

表2-1 農家戸数及び人口、従事者の推移

(単位：戸、人)

年度	戸数	人口			農業従事者		
		男	女	計	男	女	計
昭和35年	戸 860	人 2,486	人 2,653	人 5,139	人 1,343	人 1,487	人 2,830
昭和40年	760	2,046	2,187	4,233	1,040	1,229	2,269
昭和45年	637	1,552	1,711	3,263	969	1,117	2,086
昭和50年	547	1,243	1,310	2,553	632	745	1,377
昭和55年	519	1,140	1,188	2,328	758	720	1,478
昭和60年	486	1,030	1,087	2,117	746	751	1,497
平成2年	414	870	920	1,790	601	591	1,192
平成7年	332	700	707	1,407	487	457	944
平成12年	302	613	599	1,212	437	405	842
平成17年	227	350	306	656	297	270	567
平成22年	182	282	236	518	247	194	441
平成27年	161	220	182	402	208	157	365

(世界農林業センサス～経営耕地面積規模別経営体数)

表2-2 経営規模戸数の推移

(単位：戸)

規模別 年度	ha 0.1 ～1.0	ha 1.0 ～3.0	ha 3.0 ～5.0	ha 5.0 ～7.5	ha 7.5 ～10.0	ha 10.0以上	計
昭和35年	94	278	369	113	5	1	860
昭和40年	51	167	372	145	23	2	760
昭和45年	38	87	198	248	47	18	636
昭和50年	27	66	136	213	76	29	547
昭和55年	29	60	109	189	93	38	518
昭和60年	27	55	76	172	89	67	486
平成2年	29	32	55	113	96	87	412
平成7年	18	21	29	66	77	117	328
平成12年	47	11	21	31	44	148	302
平成17年	10	13	14	56		137	230
平成22年	8	7	9	22		139	185
平成27年	5	4	2	22		127	160

(世界農林業センサス～経営耕地面積規模別経営体数)

イ 商工業

本町の商業は、少子高齢化による農家戸数の減少などにより地域経済が弱体化していることに加え、車社会の進展による経済圏の広がりやネット販売の定着により販売額は低迷し、小売業・飲食業ともに疲弊している。これまで商工会を通じて様々な支援策により下支え

を行っているが、長期間にわたる景気低迷に抗うことは困難である。また、これまでにも数度にわたり、景気対策と消費喚起を目的に直接的な支援策を行っているが、今後もそのような対応を検討しなければならない。

さらに、高齢者等の買い物弱者が地域の中で日常生活に困るようなことが無いように、高齢者福祉の観点からも対策が必要である。

一方でホームセンターの開店がみられたり、新たな観光施設の開設により温泉施設周辺の観光客が増加し、一部の飲食業が活性化している面もあり、今後は観光とタイアップした新たな商業の活性化施策を検討することが必要である。

また、近隣市町においても人口減少により商業は衰退傾向にあるため、今後は、農業や観光とタイアップした商業振興策の広域的な実施を検討する。

工業においては、昭和48年に農村地域工業導入地区の指定を受け、積極的に企業を誘致した結果、4社の立地があったが、近年は経営不振によって1社のみが操業している状況であり、その雇用者数は少数で雇用の場の創出としてはあまり大きな成果をあげていない。今後は、コロナ禍によるテレワークの進展や企業の地方への拠点分散の動きを捉え、サテライトオフィス等を含めた企業誘致を推進する必要がある。

表2－3 商業の推移

年 度	卸 売 業			小 売 業			合 計		
	商店数	従業員数	年 間 販売数	商店数	従業員数	年 間 販売数	商店数	従業員数	年 間 販売数
昭和47年	店 2	人 2	百万円	店 44	人 138	百万円	店 46	人 140	百万円
昭和49年	1	1		44	142	1, 207	45	143	1, 207
昭和51年	1	1		43	138	1, 842	44	139	1, 842
昭和54年	1	1		44	144	1, 546	45	145	1, 546
昭和57年	2	5	30	42	134	3, 005	44	139	3, 035
昭和60年	1	5	45	35	137	3, 536	36	142	3, 581
昭和63年	4	11	114	35	176	4, 381	39	187	4, 495
平成3年	2			30			32	137	2, 674
平成6年	3	9	32	29	123	3, 248	32	132	3, 281
平成9年	2	6	21	24	116	3, 059	26	122	3, 080
平成14年	2	14		29	122		31	136	2, 594
平成16年	3	19	386	24	104	2, 520	27	123	2, 906
平成19年	3	26	352	27	112	2, 038	30	138	2, 390
平成22年	調査なし								
平成26年	7	18	454	25	127	4, 245	32	140	4, 699

(商業統計)

ウ　観光

昭和63年に掘削した温泉を利用した保養センターが平成元年に完成し、この温泉施設を核として、道の駅、インドアグラウンドのふれあいプラザ、B&G海洋センター等の施設を併せたエリアを「潤いのある住空間公園」として整備してきた。さらに、平成29年にはこども屋内遊戯場キッズスクエアちっくるを、その翌年には屋外遊戯場キュービックコネクションを

整備し、既存のファミリースポーツセンターやキャンプ場、パークゴルフ場を併せたエリアを「ベルパークちっぷべつ」として整備し、町民の交流推進と町外からの交流人口の拡大を図ってきたところである。その結果、近年、子育て世代を中心とした観光客の増加が見られ、町内の飲食店等にも賑わいが生まれている。

一方で観光客増加による駐車場不足や町内で飲食を提供する店が少ないなど、需要に供給が追いつかない状況も見受けられ、新たな課題となっている。

町内の丘陵地帯にはローズガーデンちっぷべつや観光体験牧場を整備しており、高規格幹線道路深川留萌自動車道の秩父別パーキングと直結していることから、多くの観光客が訪れる賑わいを見せていたが、近年入込客が減少傾向にある。

滞在型の交流施設として、簡易宿泊施設を備えた交流体験農園には毎年道内外からの利用があり、地域住民と都市住民との交流事業が進められている。

これまで本町の情報発信力は強いとは言えず、町の魅力を十分に伝えきれていなかったことから、近年はSNSを活用し外国人観光客の取り込みや関係人口創出を視野に入れた情報発信を進めている。

今後は、これらの施設、情報発信に加え地域資源を活かした観光体験メニューの開発、空知圏域や北空知の市町と連携した観光周遊ルート形成など、利用者の幅広いニーズに応えるため、ハード・ソフトの両面から更なるサービスの充実を図り、人口減少やウィズコロナにも対応できる新たな観光を目指していくかなければならない。

(2) その対策

ア 農業

(基本目標)

- ◇ 安定した農業経営を目指す。
- ◇ 農業従事者の確保を図る。

(主要な施策)

- ① 労働力の省力化と安定した生産を確保するため、農業関係の各種施設の整備を進める。
- ② 食の安全・安心や環境問題に対応したクリーン農業を推進する。
- ③ 経営基盤の強化のため複数戸による農地所有的確化法人の育成を図る。
- ④ スマート農業の普及を支援する。
- ⑤ 魅力ある農業環境を整備し、後継者の確保及び新規就農者への支援策を推進する。
- ⑥ 観光レクリエーションと結びついた複合的経営方法を導入する。
- ⑦ 地場産農産物のブランド化と、農産物加工商品の開発促進を図る。
- ⑧ 担い手の育成を図りつつ、農地流動化の促進及び耕作放棄地の発生防止を図る。
- ⑨ 地域の特性を活かし、農産物生産コストを抑えながら消費者が求める特色のある農産物

の生産を図る。

- ⑩ 交流体験農園等を活用して、都市住民との積極的な交流を図る。
- ⑪ 北空知定住自立圏共生ビジョンに基づく北空知広域連携等により農業振興を図る。

イ 商工業

(基本目標)

- ◇ 商工業事業者の育成と、既存企業の経営改善と体质強化を図る。
- ◇ 商業後継者の確保を図る。
- ◇ 買い物難民を出さないよう小売店を確保する。

(主要な施策)

- ① 経営の安定と施設の近代化を進めるため、経営指導の強化及び幅広い支援を行う。
- ② 雇用の場確保のため、若者に魅力のある企業の誘致・育成に努める。
- ③ 各種研究機関等との情報交換を密に行い、高い技術力を持った産業を育成する。
- ④ 地域の特性を生かした起業を支援する。
- ⑤ 地域消費の拡大に向けた商工振興策を推進する。
- ⑥ 農業や観光と結び付けた新たな商業活性化施策を推進する。
- ⑦ 北空知定住自立圏共生ビジョンに基づく北空知広域連携等により商工振興を図る。

ウ 観光

(基本目標)

- ◇ 観光客入込数の確保を図る。

(主要な施策)

- ① 観光施設の適正な管理運営に努め、必要に応じ改修等整備を行う。
- ② 地域資源を活用し都市部等との地域間交流を推進する。
- ③ 観光・レクリエーション施設と教育文化施設を活用して、各種ソフト事業を推進する。
- ④ SNS等様々な媒体を通じて多方面への積極的な情報発信を行う。
- ⑤ 北空知定住自立圏共生ビジョンに基づく北空知広域連携等により観光振興を図る。
- ⑥ ニーズを把握し、地域資源を活かした観光体験メニューの開発を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(3)経営近代化施設			
	農業	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業 米穀乾燥調製貯蔵施設改修事業 米穀乾燥調製貯蔵施設荷受所建設事業 低温倉庫建設補助事業 育苗施設育苗棟ビニール張替 育苗施設機器類等設備修繕・更新 基幹水利施設管理事業 旧秩父別川長寿命化対策事業 2条排水機場長寿命化対策事業 排水路浚渫事業 滝の上揚水機場電気設備更新事業	道 町 町 JA 町 町 町 町 町 町 町 町 土改	
	(9) 観光又はレクリエーション	ローズガーデン施設整備 温泉施設改修 ベルパークちつぶべつ施設等整備事業 ドッグラン施設整備事業	町 町 町 町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業			

第1次産業	<p>加工用トマト作付奨励助成事業 (事業内容) 特産のトマトジュースあかずきんちゃん用のトマト作付を奨励し、作付を行った生産者に助成を行う。 (事業の必要性) トマト生産者を確保することで原料を確保し、秩父別町ブランドであるトマトジュース存続を図る必要がある。 (事業効果) 特產品の存続は、観光客等の誘致の源となり、観光振興や町の知名度向上に効果がある。</p>	町
	<p>ブロッコリー作付奨励助成事業 (事業内容) 特産のブロッコリーの作付を奨励し、作付を行った生産者に苗購入に対する助成を行う。 (事業の必要性) 経費の一部を助成することで負担軽減と生産意欲の高揚を図り、生産量維持・拡大を目指す。 (事業効果) 生産者の収入増加や生産量維持・拡大に伴い地域農業の活性化が図られる。</p>	町
	<p>良品質米栽培事業補助金 (事業内容) 幼穂形成期にケイ酸資材を導入した農業者若しくは団体に対して購入費用の助成を行う。 (事業の必要性) 経費の一部を助成することでより高品質で売れる米づくりを目指す。 (事業効果) 登熟歩合の向上、対病害虫性と対倒伏性の向上並びに低タンパク米生産の向上を推進することにより高品質な米づくりが図られ、生産者の収入増加と地域農業の持続的な発展が期待される。</p>	町
商工業・ 6次産業化	<p>商工振興対策補助金 (事業内容) 商工会が実施するプレミアム商品券及び、ポイントカードの付加価値分と商工振興イベントの費用を補助する。 (事業の必要性) 地域経済の低迷から購買意欲が低下し、町内消費が落ち込みを見せている。商店に活力を与えるためにも、町内での購買を誘導する事業や、商工業者との交流を図るイベントの開催が求められている。 (事業効果) 町内での消費を促し、地域経済の活性化と持続的な消費拡大につなげる。</p>	町 地域経済の活性化と継続的な消費拡大に繋げる。
	<p>産業振興イベント等開催費助成事業 (事業内容) 町内外で開催される各種イベント等の開催にかかる費用を助成する。</p>	町 交流人口が拡大し、地域の持続的な活性化

	<p>(事業の必要性) 停滞した地域経済を刺激するためには、都市住民の来訪機会を拡大し、農産物や観光施設等を広く周知することが必要であり、町への集客を増加させるためにも、イベントの開催やそのPRが望まれている。</p> <p>(事業効果) 集客の効果により、交流人口を拡大し、地域の活性化を図ることができる。</p>		を図ることができる。
経済対策商品券交付事業	<p>(事業内容) 町内各世帯毎に商品券を配付する。</p> <p>(事業の必要性) 高齢化や買い物ニーズの多様化により、町内商店数が減少しているため、既存の商店の活性化が求められている。</p> <p>(事業効果) 町民の町内での購買意欲を高め、町内商店の継続利用の機会となる。</p>	町	町民の町内での購買意欲を高め、町内商店の継続利用の機会となる
観光	<p>秩父別温泉施設維持補修事業</p> <p>(事業内容) 秩父別温泉施設を適正に維持するため必要な補修を行う。</p> <p>(事業の必要性) 観光拠点となっている秩父別温泉施設は、都市からの観光客を受け入れ、町のPRや農産物等の消費拡大に大きな役割を果たしてきた。老朽化した施設を適正に維持するための補修が求められている。</p> <p>(事業効果) 施設を適正に維持管理することで、今後も交流人口を拡大し、地域の活性化を図ることができる。</p>	町	
ローズガーデン維持補修事業	<p>(事業内容) ローズガーデンを適正に維持するため必要な補修を行う。</p> <p>(事業の必要性) 観光拠点となっているローズガーデンは、都市からの観光客を受け入れ、町のPRや農産物等の消費拡大に大きな役割を果たしてきた。老朽化した施設を適正に維持するための補修が求められている。</p> <p>(事業効果) 施設を適正に維持管理することで、今後も交流人口を拡大し、地域の活性化を図ることができる。</p>	町	

(4) 産業振興促進事項

産業振興をより効果的に促進するために、製造業、情報サービス業等、農林水産物販売業及び旅館業の立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高めていく。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
秩父別町の全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物販売業、旅館業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

通信体系については、N T Tの電話回線は全町に普及しており、携帯電話においても、町内全域が通信エリアとなっている。

また、現在町内市街地区には光回線が敷設されており、今後は農家地区においても民設民営による光回線の敷設を行い、情報通信技術の利用機会の格差の是正と住民生活の利便性の向上を図ることとしている。

小中学校においては、1人1台学習者用端末を導入し、G I G Aスクール構想実現に向け取り組んでいる。

防災通信施設として、令和2年度に防災行政無線のデジタル化更新工事を行い、全世帯に個別受信機を貸与したほか、市街地区には屋外スピーカーを2カ所設置し、災害時等の連絡体制整備を図った。

今後は、新型コロナウイルス感染症対策として、オンライン教育、テレワークといったI C Tの活用を図りながら、地域のデジタル化を促進させ、住民の利便性の向上に効率的な行政運営、産業振興、商工業振興、医療及び教育の充実を図っていく。

問題点は、情報通信技術を高度に利活用できる知識を持った人材が不足していることであり、今後は人材の育成・確保が必要である。

(2) その対策

(基本目標)

◇ 高度情報社会に対応した情報通信体系の整備と利活用を図る。

(主要な施策)

- ① 町民の情報通信技術利用機会の格差の是正を図る。
- ② 光回線未提供地域における光通信技術の普及・活用の促進を図る。
- ③ 住民サービス向上、行政事務効率化、防災対策や公共施設等における情報通信技術の利活用推進を図る。
- ④ 農業、商業、医療及び教育分野における情報通信技術の利活用推進並びに指導者の育成を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域にお ける情報化	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業 デジタル技 術活用	高度無線環境整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

町の中心を縦貫する国道 233 号は全線舗装されているが、併設されている歩道の市街地以西については、横風を受けやすい上に幅員が狭く、現在の歩道を拡張し、自歩道としての早急な整備が必要である。

道道は沼田妹背牛線が吹雪による視界不良で事故が多発しているため、安全対策が必要である。

町道は市街地区においてそのほとんどが舗装（簡易舗装を含む）されているが、幅員の狭小な路線が数多くあり、冬期間除排雪の路面確保に苦慮している。

整備状況は道路実延長に対し、令和 2 年度末で改良率 90.3%、舗装率 60.8% を達成しているが舗装率がまだ低く、交通安全施設の整備も不十分である。

また、舗装路面の亀裂等が進行している箇所があることから、調査を行い対策を検討しなければならない。

高規格幹線道路については、令和 2 年 3 月に、深川一留萌を結ぶ「深川・留萌自動車道」が全線開通したことにより、近隣都市への地域間交流が活性化し日常生活の利便性が格段に向上している。

冬期間の除雪体制は除雪グレーダー 1 台、除雪トラック 3 台、大型ロータリー除雪車 1 台、小型ロータリー除雪車 1 台、除雪タイヤショベル 1 台、除雪専用車 1 台を備え、令和 2 年度時点での直営除雪路線 78.7 km、民間委託路線 16.7 km で、町道実延長の 71.1% にあたる 95.4 km の除雪路線を確保しているが、豪雪地帯であり、除雪機械の損傷が著しいため計画的な更新等、機械力の増強が必要とされる。また、除雪ステーション全体の老朽化に伴い令和 3 年度に改修を行う予定である。

イ 交通の確保

近年、自家用車の普及や過疎化の進行により鉄道やバスの利用者は年々減少している。

本町には JR 留萌本線が通り、バスについては民間 4 社が乗り入れている状況である。バス路線は国道・道道を運行しており、町内の各地域を結ぶ手段としては、タクシー利用やスクールバスの混乗を行い対処している。

鉄道・バス利用者の大半は、高校生や自動車を持たない高齢者であり、一般の通勤者は自家用車を使っているため、今後も鉄道・バス利用者の増加は見込めない状況であり、現行の運行本数を維持していくことが難しくなると危惧している。しかし、住民の足としての移動手段の確保は重要なことから、将来にわたり持続可能であり、地域にとって望ましい公共交通体系の確立に向けて、地域の公共交通計画を策定する必要がある。

(2) その対策

ア 道路

(基本目標)

◇ 住民が快適で安全に利用できる道路整備を進める。

(主要な施策)

- ① 国道 233 号の自歩道の整備を要望する。
- ② 道道沼田妹背牛線の吹雪対策を要望する。
- ③ 町道路線の路面改修を推進し、国道や道道と有機的な結びつきを持った道路交通体系を確立するとともに、交通安全施設の整備を図る。
- ④ 除雪機械の更新、増強及び施設の拡大と除雪体制の充実を図る。

イ 交通の確保

(基本目標)

◇ 持続可能な公共交通体系の確立を目指す。

(主要な施策)

- ① 近隣市町村と連携し地域公共交通計画を策定する。
- ② 地域住民の生活に必要な旅客運送サービス実現に向けた施策を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路	町道1条路線舗装改修(7~8丁目) L=660m W=5.5m	町	
		町道2丁目路線舗装改修 (7~8条) L=250m W=5.5m	町	
		町道1丁目路線舗装改修(妹背牛界~南2条) L=180m W=5.0m	町	
		町道クラック年次補修	町	
		南2条路線道路改良	町	
		BOXカルバート(南21号橋)	町	
		町道路面改修事業	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化補修(H27~H36 N=15橋)	町	
		橋梁点検(法定点検) N=49橋	町	
		橋梁長寿命化計画策定 N=49橋	町	
		橋梁架換工事(南2条路線) N=1橋 南22号橋	町	
	(2)農道	農道保全事業負担金(5丁目路線・5条路線) L=1500m W=6.0	道	
		農道保全事業負担金(東1丁目路線 2~南2条) L=1780m W=5.5	道	
	(8)道路整備機 械等	除雪トラック 2台	町	
		タイヤドーザー	町	
		小型ロータリー	町	
		大型ロータリー	町	

		除雪ステーション外部改修	町	
(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域交通確保補助事業 (事業内容) 赤字が発生しているバス路線の運行費を助成する。 (事業の必要性) 人口の減少と、モータリゼーションの発達により、公共交通機関の利用は減少傾向にあるうえ、運行会社では国等の補助金の減額により経営が逼迫し、減便や路線の廃止が検討されており、交通弱者の移動手段を確保するためにも、地域交通路線の維持が求められている。 (事業効果) 生活交通体系を維持することで、コミュニティ活動等への参加を促し地域の活性化が図ることができる。		町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

北空知 1 市 4 町が構成団体である北空知広域水道企業団からの受水により、安全で良質な水道水の安定した水量の確保と普及率の向上に努めている。

現在の普及率は 98.2% に増加し、有収率は 73.0% となっている。

水道水を安定して供給するためにも、老朽化した配水管等の設備を計画的に更新及び補修し、正常かつ安全な施設維持を行う必要がある。

イ 下水処理施設

下水処理については、昭和 45 年以来北空知衛生センター組合に加入し処理していたが、農業用水の汚染防止と、生活環境の向上を目指し、昭和 56 年度から農業集落排水処理施設の整備に着手し、平成元年 4 月に供用を開始している。現在の加入率は 100% である。

処理施設の浄化センターは、機器の更新から 20 年経過しており施設機械類の損傷が進んでいるため、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて農業集落排水施設整備事業で機器類の更新及び修繕を行う予定である。

また、汚泥を堆肥化し肥料を製造しているコンポスト施設は、機器全般の老朽化が著しく、ランニングコストが嵩み事業経営に大きな負担となっていることから、施設活用のあり方について検討が必要である。

ウ 廃棄物処理

一般廃棄物については、北空知衛生センター組合、北空知衛生施設組合、中・北空知廃棄物処理広域連合に加入し、定期的に収集し処理している。

ゴミの分別回収や再利用などは、美しい景観づくりなどの事業を進める基礎として重要であり、更なるごみの減量化・資源リサイクル化を推進する必要がある。また、今後は高齢化の進行とともにごみの搬出が困難な虚弱高齢者の増加も見込まれることから、ごみの収集体制の検討が求められる。

エ 火葬場

火葬業務は、昭和 48 年に設立された北空知葬斎組合が運営していたが、より効率的な組織を目指して平成 31 年 3 月末をもって解散し、北空知衛生センター組合に統合され、現在北空知 1 市 4 町で運営されている。

北空知葬斎場は昭和 48 年 12 月に供用を開始しており、平成 7 年に大規模改修し、それ以降は最小限の補修を行いながら使用されていたが、建築から 40 年以上が経過し、老朽化が著

しく業務に支障をきたす恐れがある。

オ 消防

東日本大震災や増加する自然災害による防災意識の高まりを受け、消防職員・団員の教育、訓練機会の拡充により、資質の向上を図るとともに、装備の充実、防火水槽等の消防水利及び施設の維持管理やデジタル無線、車両等の計画的な更新を行い消防体制の維持・強化を図る。

加えて、町民に対する防災意識の啓発と普及するA E Dの救命講習の開催に努めていく。

カ 公営住宅等

現在 242 戸の公営住宅等があり、9 団地で構成されているが、これまで、「秩父別町公営住宅等長寿命化計画」等によって、順次建替え・改善を進めてきた。

なかでも、ここ数年建築された公営住宅は維持・管理等を考慮し集合的な様式にして入居者のニーズに最大限応えたものであり、単身者を対象とした住宅の整備、高齢者対応の住宅を建設してきたところである。

今後は、団地別・住棟別の活用方法を定め、維持管理・長寿命化を検討する。

キ その他

市街地では、排水路施設の老朽化により維持補修が必要である。また、農家地区では、豪雨による排水路の氾濫による、農地や住居の被害を未然に防ぐために、洪水対策として排水施設の改修が必要である。

河川では、豪雨時の氾濫による農地や住居の被害を未然に防ぐために、適切な維持管理のもとで河川環境の整備が必要である。

また、防災、防犯や地域の景観形成保全のため、空き家対策や町内に点在する老朽化した危険施設の撤去、防災用備品の整備、防犯灯・街路灯の整備、維持補填等を行い、住民が安全で安心して生活できる住環境を保持する。

(2) その対策

ア 水道施設

(基本目標)

◇ 安全・安心な水道水の安定供給を図る。

(主要な施策)

- ① 計画的な漏水調査のもと漏水の解消に努め、有効率の向上を図る。
- ② 給水区域内における地下水使用者への加入促進を図る。

③ 各施設・配管の改修や配管網の見直しを含めた計画的な更新を図る。

イ 下水処理施設

(基本目標)

◇ 凈化センターの適正な管理により、処理施設の能力維持を図る。

(主要な施策)

① 排水管への雨水・地下水等の不明水流入調査結果を基に、不明水流入解消の対策を検討し、適正な汚水処理に努める。

② 下水処理施設の適切な維持管理及び各種計画に基づいた計画的な維持改修を図る。

ウ 廃棄物処理

(基本目標)

◇ ごみの減量化や資源化を進め計画的、合理的なごみ処理体系の確立を図る。

(主要な施策)

① ごみの分別収集を徹底し、ごみの減量化を推進する。

② 資源ごみの回収を推進し、リサイクル意識の高揚とごみの発生を抑制する。

③ ごみ集積所の散乱を防止するため、ごみ収納ボックス等の設置を推進する。

④ 虚弱高齢者へのごみ収集体制の検討を図る。

エ 火葬場

(基本目標)

◇ 北空知葬斎場の計画的な整備・更新を図る。

(主要な施策)

① 新火葬場の建設を推進する。

② 火葬場の適正かつ効率的な運営に努める。

③ 高齢者や障がい者などの利用に配慮し、施設のバリアフリー化を図る。

オ 消防施設

(基本目標)

◇ 消防施設等の計画的な維持管理を図る。

◇ 119番一元化に伴う各署との連携強化を図る。

(主要な施策)

① 消防施設の更新・増強を図る。

② 消防救急デジタル無線設備の計画的な整備・更新を図る。

- ③ 消防団員の確保など消防体制の充実、強化を図る。
- ④ 防火意識の啓蒙を図る。
- ⑤ 住民向け救命講習会を開催し安全意識や危機対応能力の向上を図る。

カ 公営住宅等

(基本目標)

- ◇ 計画的な公営住宅等の整備を図る。

(主要な施策)

- ① 老朽化住宅の除却を図る。
- ② 長寿命化改修を実施する。
- ③ 公営住宅等の団地集約化を図る。

キ その他

(基本目標)

- ◇ 住環境の整備・向上の推進を図る。

(主要な施策)

- ① 排水路整備事業を実施する。
- ② 河川の維持管理事業を実施する。
- ③ 景観保全と安全安心な住環境を整えるため老朽化した危険施設の撤去を実施する。
- ④ 住民の安全安心や景観形成保全のために街路灯整備等の防災、防犯対策を実施する。
- ⑤ 空き家対策事業を実施する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設			
	上水道	一般会計出資債	広域 水道	
	簡易水道	水道管修繕及び更新工事	町	
		水道施設・機器等修繕及び更新工事	町	
		水道検針車 1台	町	
		可搬型非常用発電機 2台	町	
	(2)下水処理施 設			
	農村集落 排水施設	汚水処理機器等修繕及び更新工事	町	
		下水道管渠修繕及び新設工事	町	
		農業集落排水機能強化事業	町	
		可搬型非常用発電機 3台	町	
		公営企業会計移行支援業務	町	
		公営企業会計システム導入	町	
		汚泥運搬用 トラック 1台	町	
	(4)火葬場	北空知葬斎場建替事業費	北空 知 1 市 4 町	
	(5)消防施設	水槽付消防ポンプ自動車購入 1台	消防 組合	
		広報連絡車購入 1台	消防 組合	

		消防救急デジタル無線設備更新事業	消防組合	
		消火栓整備	町	
	(6) 公営住宅	公営住宅等長寿命化改修工事	町	
		町有住宅屋根改修工事	町	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	危険施設撤去	町有危険施設撤去事業 (事業内容) 町内に点在する老朽化した危険施設の撤去を行う。 (事業の必要性) 老朽化した危険施設の存在は、景観を損なうばかりでなく、事故や犯罪の発生につながりかねない。住民が安全で安心して生活できる住環境の整備が求められている。 (事業効果) 地域住民が安全で安心して暮らすことのできる環境を整備することで、住民の町外流出を防ぎ、地域の活性化を図ることができる。	町	
	防災・防犯	防犯灯・街路灯電気料等補助事業 (事業内容) 町内に設置されている街路灯等の維持に係る経費を補助する。 (事業の必要性) 街路灯は、防犯効果があるとともに、夜間の歩行者等の安全な通行の確保と、住宅周辺の居住環境の明るさを保つ役割があり、「地域の安全は地域で守る」という認識の下に街路灯の適正な維持管理が求められている。 (事業効果) 夜間の事故と犯罪を未然に防ぎ、町民に安心安全な生活環境を提供することができる。	町	
		防犯街路灯 L E D 化事業 (事業内容) 町内に設置されている防犯路灯の L E D 化を図る。 (事業の必要性) 防犯街路灯はまちの安全安心を確保するうえで必要不可欠であるが、電気使用料金や修繕料などの経費負担が大きいため、L E D 化することにより経費削減とインフラ長寿命化が求められている。 (事業効果) 経費削減及びインフラの長寿命化に寄与し、エネルギー利用の効率化を図ることができる。	町	

	<p>防災用備蓄用品整備事業 (事業内容) 災害に備えて、町民の安全・安心を確保するため に、防災対策のための備蓄用品を購入する。</p> <p>(事業の必要性) 町民の生命財産を守るために、災害時に備えた防 災対策が求められている。</p> <p>(事業効果) 災害発生時に町民の安全・安心を確保するこ とができる。</p>	町	
	<p>老朽住宅等除却促進補助事業 (事業内容) 町内における老朽化した住宅等の除却を促進す るため、除却に要する費用の一部を助成する。</p> <p>(事業の必要性) 空家等の老朽化した住宅の増加は、社会問題とな っており、景観を損ない、事故や犯罪の発生につな がるため、除却促進を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 住民が安全で安心して暮らすことのできる環境 整備が図られる。また、土地の有効活用促進を図る ことができる。</p>	町	
(8)その他	<p>排水路整備事業</p>	町	
	<p>河川維持補修事業</p>	町	
	<p>河川浚渫事業</p>	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に
 必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上 及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉・子育て支援

過疎化と出生数の低下により児童数が減少している中で、本町では平成31年1月1日に「子ども子育て応援宣言」を行い、子どもの健康を守り、子育て子育ちを支え、生き抜く力等を育むことができる環境づくりを推進している。

また、保護者の子育てと仕事を両立するための支援や未来を担う子ども達が心豊かで健やかに成長できる環境づくり等も求められる中、幼児教育の必要性を重視し平成24年4月に長時間保育、短時間保育、子育て支援を兼ねた認定こども園を整備し、令和3年度から社会福祉協議会が指定管理者として運営を行っている。

さらに、地域子育て支援センターを設置し、子育て家庭への交流の場の提供や子育てサロン、子育て相談等を行い、平成30年度に設置された秩父別町子育て包括支援センター等とも連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が行われている。

そのほか子育て支援の一環として、医療費の助成、予防接種事業、保育料の軽減等を行っており、医療費の助成は、本町独自の施策として18歳までの子どもに対象を拡大して実施し、医療費負担の無償化（保険適用外費用など一部助成対象外あり）により子育て世帯への負担軽減を図っている。今後も、安心して子育てできるよう、必要となるハード、ソフト両面での対応が必要である。

イ 高齢者福祉

本町の65歳以上の高齢者人口は、令和3年4月1日現在999人で、高齢化率は約42.6%と増加の一途をたどっている。

これに伴い、高齢者の独居世帯や高齢者夫婦世帯は増加傾向にある一方、高齢者との同居世帯は年々減少している。こうした状況の中、本町では地域包括支援センターを中心に医療、介護、福祉、保健分野が連携して高齢者やその家族、地域を支援し、安全、安心な暮らしと健康寿命の延伸を図っている。

老人福祉施設については、本町では2つの社会福祉法人が特別養護老人ホーム、認知症グループホーム及び有料老人ホームを運営している。

また、デイサービスセンター及び高齢者グループハウスは、高齢者へ良質な介護サービスと住環境を提供しているが、施設の老朽化が進行していることから機器等の更新や改修を行う必要がある。

平成12年度から施行された介護保険制度については、高齢者の自立を目指し支援していく

ため円滑な運営と良質なサービスの提供を推進している。

併せて、高齢者の能力を発揮できる環境や趣味、スポーツ交流を通じての生きがいづくりを促進するための環境づくりに努めていくことが必要である。

ウ 母子・父子福祉

母子・父子世帯数は横ばいの状態であり、これらの世帯に対しては、医療費助成や民生委員などを通じ、生活支援活動を積極的に行っている。

エ 障がい者福祉

障害者総合支援法に基づき、近隣市町や関係機関と連携しながら、各種相談、経済的支援や障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者の社会参加や就労の促進に向けた障害福祉サービスの充実などに取り組む他、障がい者が自立して暮らせるよう、N P O 法人がグループホームを建設し、その運営や生活介護事業を行っている。

また、乳幼児期の発達障がいなどの早期支援のため、療育支援の充実に努めており、深川市療育センターなどを活用した通所支援サービスも行っている。

障がい者等の自己決定を尊重し、共生社会を実現するため、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいを持つ人たちと一緒にになって問題に取り組める体制づくりが必要である。

オ 保健指導等

生活環境や食生活の変化は、生活習慣病の若年化・多様化・重症化など疾病構造を大きく変化させている。

また、急速に進展する高齢化に伴い、介護予防と合わせて健康寿命の延伸のために高齢者の健康保持や認知症等の予防など生涯にわたる個人の健康管理が重要となってきている。

本町では保健師 3 名、管理栄養士 1 名により保健指導や町民の健康管理事業を通じて疾患の早期発見・重症化予防に努めている。

健診等については、人間ドックおよび住民健診における特定健診並びに各種がん検診等の総合的な健診に加え、町民の疾病罹患状況、受診状況等を踏まえて、脳ドック・肺ドックを実施してきた。さらに、平成 27 年度からは集団検診での脳の検診を開始している。また、それぞれの生活習慣に合わせた保健指導を展開し、予防的な健康管理を推進している。

母子保健については、乳幼児期の各種健診・相談事業等での健やかな子育て支援のほかに、平成 20 年からは 5 歳児健診を開始し発達障がい等の早期療育支援に努めている。また、平成 30 年に設置された子育て包括支援センターを中心に、妊娠届出時から妊娠期～乳幼児期・就学まで保健師の担当制を取り、関係機関との連携調整を図りながら児童虐待予防・発達支援を踏まえた切れ目ない子育て支援を推進している。

表3-1 各種検診受診率年次推移

(単位：%)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
特定健康診査	54.1	51.9	51.4	50.3	40.0
肺がん検診	36.9	35.1	34.2	33.6	37.4
胃がん検診	26.3	23.8	25.3	22.1	18.1
子宮がん健診	26.9	25.7	25.5	26.3	22.5
乳がん健診	31.5	29.9	30.0	30.0	24.0
大腸がん検診	35.3	34.0	33.6	33.4	28.4
前立腺がん検診	28.9	24.4	23.3	23.7	17.9

(秩父別町保健事業計画書)

表3-2 疾病統計

順位	件数	点数
第1位	内分泌栄養及び代謝疾患	内分泌栄養及び代謝疾患
第2位	循環器系疾患	新生物〈腫瘍〉
第3位	消化器系疾患	消化器系疾患

(KDBシステム 令和2年度累計)

表3-3 主要3大死因死亡状況

区分	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成24年	平成27年
全死亡数	人 52	人 52	人 51	人 54	人 52	人 39
心疾患	12	10	13	12	8	13
悪性新生物	9	13	11	16	12	8
脳血管疾患	11	9	7	4	4	2

(北海道保健統計年報)

(2) その対策

ア 児童福祉・子育て支援

(基本目標)

- ◇ 子どもの生きる・育つ力を育む子育て支援体制を推進する。
- ◇ 児童福祉事業の推進を図る。
- ◇ 保育施設等の充実を図り、養育環境の充実に努める。

(主要な施策)

- ① 認定こども園における教育・保育の取り組みや一時保育事業・延長保育事業等の推進体制を構築し、施設整備や職員の確保を行いながら待機児童ゼロの維持を図る。
- ② 子育て包括支援センターや子育て支援センターなどの取り組みの充実や関係機関の連携

を通じた、切れ目ない子育ち・親育ちを支援するための事業を推進する。

- ③ 医療費助成や予防接種事業により子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

イ 高齢者福祉

(基本目標)

◇ 自身の健康維持と社会参加を促し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境整備に努めて、地域で自助、互助、共助、公助の調和を図りながら、助け合い、支え合いの体制づくりを推進する。

◇ 健康寿命の延伸を図り、知識や経験を生かした生きがいづくりの支援に努める。

◇ 介護保険在宅サービスの充実を図る。

(主要な施策)

- ① 在宅福祉の推進を図るため、保健・医療・福祉の連携を密にする。
- ② 心身の健康の保持増進と認知症の予防・早期治療のための事業を推進する。
- ③ 町内会等地域の住民で見守り助け合う体制を構築する。
- ④ 高齢者がこれまで培ってきた知識・経験を生かした生きがいづくりを推進する。
- ⑤ 閉じこもり予防のための集まる機会の創出や外出時の移動手段の確保、利用にあたっての支援を推進する。
- ⑥ 介護の相談支援と介護サービスの充実、介護保険制度の円滑な運営を図る。
- ⑦ 高齢者の住環境の整備充実に努める。
- ⑧ 高齢者の身体及び社会状況等に対応できる施設を整備する。

ウ 母子・父子福祉

(基本目標)

◇ 母子・父子福祉対策の充実に努め安心して生活できる体制を推進する。

(主要な施策)

- ① 医療費助成により母子・父子世帯の負担軽減を図る。
- ② 母子・父子世帯に対する生活支援活動の推進に努める。

エ 障がい者（児）福祉

(基本目標)

◇ 共生社会の実現に向け障害福祉サービスの充実と施設整備を推進し、障がい者の自立と社会参加の推進を図る。

◇ 障がいの種類や程度に応じた支援の充実を図る。

◇ 障がい者とその家族の支援に努める。

◇ その人らしい自立を促せるよう障がい児等の早期支援に努める。

(主要な施策)

- ① 障がい者が安心して暮らせるような障害福祉サービスの充実を図る。
- ② 障害者福祉施設整備等のための支援を図る。
- ③ 身体障がい者や知的障がい者等に対する社会参加の推進を図る。
- ④ 障がいの早期発見に努め、早期治療・療養を促す。
- ⑤ 障がい児等の早期療育等を図るため、深川市こども療育センター等の機能を活用する。
- ⑥ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援を図る。

才 保健指導等

(基本目標)

- ◇ 保健・医療・福祉の連携体制を整備し、切れ目ない支援体制を構築し、住み慣れた地域で健康に暮らすことのできる環境づくりを推進する。
- ◇ 住民の自発的な健康づくり活動を積極的に支援する。

(主要な施策)

- ① 妊娠期からの切れ目ない健やかな子育て支援の充実を図る。
- ② 思春期から壮年期・高齢期までの生涯を通じた健康づくり事業の内容を充実する。
- ③ 疾病の早期発見のため人間ドック・住民健診等の各種健診の受診率向上に向けた事業の充実を図る。
- ④ 疾病予防に向けた事業の充実を図る。
- ⑤ 高齢者の健康寿命の延伸のため、健康教室や介護予防事業の充実を図る。
- ⑥ 住民の能動的健康づくりを重視し、地区組織活動を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上および増進	(2)認定こども園 (3)高齢者福祉施設 老人ホーム 老人福祉センター その他	認定こども園改修事業 和敬園施設改修補助事業 老人福祉センター改修事業 デイサービスセンター改修事業	町 町 町 町	
	(5)障害者福祉施設 障害者支援施設	障害者グループホーム建設補助事業	町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	乳幼児等医療費助成事業 (事業内容) 18歳までの医療費自己負担額を助成する。 (事業の必要性) 少子化が進む中、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められている。 (事業効果) 安心して子育てできるまちづくりが推進される。 子育て支援水道料金助成事業 (事業内容) 高校生までの児童・生徒を養育している世帯に水道料基本料相当分を助成する。 (事業の必要性) 少子化対策として、子育て世帯の負担軽減が求められている。 (事業効果) 子育て環境の充実により少子化対策の一助とすることで、移住・定住の促進が図られる。	町 町	
		出産祝金給付事業 (事業内容) 秩父別町で出生し満1年が経過した世帯を対象に祝金を給付する。	町	

	(事業の必要性) 少子化対策として子育て世代の負担軽減が求められている。 (事業効果) 子育て環境の充実により少子化対策の一助とすることで、移住定住の促進が図られる。	
高齢者・ 障害者福祉	高齢者温泉利用助成事業 (事業内容) 高齢者に対して秩父別温泉施設入館料の一部を助成する。 (事業の必要性) 高齢化が進む中、高齢者の社会参加や生きがいを持って暮らせるよう、心身の健康保持と地域交流の拠点となる温泉施設の利用が求められている。 (事業効果) 高齢者の健康保持により、安心して暮らせるまちづくりが推進される。	町
	重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成事業 (事業内容) 重度心身障がい者及びひとり親家庭の医療費自己負担額を助成する。 (事業の必要性) 重度心身障がい者及びひとり親家庭の経済的負担の軽減が求められている。 (事業効果) 重度心身障がい者及びひとり親家庭の家族が安心して暮らせるまちづくりが推進される。	町
	高齢者タクシー助成事業 (事業内容) 高齢者を対象にタクシー助成券を交付し、町内の医療機関等への通院等の際に、町内のタクシーを利用した場合、利用料を助成する。 (事業の必要性) 高齢者の移動における経済的負担を軽減し社会参加と福祉の増進を図る。 (事業効果) 高齢者の社会参加や福祉の増進が図られる。	町
	介護予防生活支援事業 (事業内容) 高齢者世帯等に対し除雪ヘルパーの派遣や配食サービスを実施する。 (事業の必要性) 本町の高齢化率は増加の一途をたどり、これとともに高齢者の独居世帯や夫婦世帯が増加している。住み慣れた地域での定住を促すために、高齢者への生活支援は重要である。 (事業効果) 高齢者が除雪等への不安なく健康で暮らすことに資するため、定住の促進が図られる。	町

	その他	<p>人間ドック受診助成事業 (事業内容) 人間ドック受診に係る自己負担額を一部助成する。</p> <p>(事業の必要性) 住民の健康保持のため、人間ドック受診に係る経済的負担の軽減が求められている。</p> <p>(事業効果) 住民の健康が保持されることにより、地域の活性化が図られる。</p>	町	
--	-----	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

町の医療機関は、町立診療所と町立歯科診療所が存在している。

町立診療所では内科と整形外科を開設しており、内科は平日に常勤の医師1名が診療し、整形外科は札幌の病院と医師の出向契約を締結して、週1回、非常勤の医師が診療している。町立歯科診療所は、常勤の歯科医師1名が診療している。

両診療所とも施設・設備の老朽化が著しく、また人口減少に起因する患者数の減少により経営コストも増大しており、今後も引き続き安定した医療体制を維持・提供していくためにはハード・ソフトの両面から計画的に支援を行っていく必要がある。

また、平成27年度からは産科医療機関や小児科の入院施設が北空知圏内になり、周産期・小児医療への対応のため、旭川市の病院と連携体制を構築している。救急医療については、二次医療機関である深川市立病院が地理的に近接している（車で約15分）ことから、ある程度対応が可能であるが、高度医療を要するケースなどでは旭川市まで搬送されることも多く、広域的な医療体制への支援が求められている。

(2) その対策

(基本目標)

- ◇ 安定した地域医療を提供するため、施設・設備の充実を図る。
- ◇ 広域連携により安心して暮らせる地域医療体制を確立する。

(主要な施策)

- ① 在宅医療サービスの向上のため、往診、訪問看護体制の充実を図る。
- ② 医療施設及び機器等の拡充を図り、地域医療体制の確立を図る。
- ③ 広域医療機関と密接な連携を図り、救急医療、夜間・休日診療の充実を図る。
- ④ 広域的に専門的・総合的な医療体制の確立を図る。
- ⑤ 地域医療を確保するため町立診療所等の経営を支援する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所 (3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体 病院 その他	<p>町立診療所改修事業</p> <p>町立歯科診療所改修事業</p> <p>町立診療所等経営助成事業 (事業内容) 町立診療所等の経営安定のため収入の不足分を補填する。 (事業の必要性) 過疎地域においても地域の医療を守るために医師の確保が求められている。 (事業効果) 地域医療の確保により安心安全な住環境を提供することができる。</p> <p>整形外科医師出向負担金事業 (事業内容) 町立診療所において整形外科診療を実施する。 (事業の必要性) 高齢者等の整形外科への通院負担の軽減が求められている。 (事業効果) 整形外科への通院者の負担軽減を図り、町民福祉向上に資することができる。</p> <p>北空知救急医療センター負担金事業 (事業内容) 北空知の休日当番医と夜間急病テレホンセンターに係る費用を、関係市町で負担する。 (事業の必要性) 夜間、休日の急病に対する診療体制を構築するため、医師、看護師等の医療従事者の確保が求められている。 (事業効果) 北空知の住民が休日や夜間においても、安心して暮らせる医療体制の促進が図られる。</p>	町 町 町 町	北空知1市4町

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 小学校

小学校は昭和 39 年～41 年にかけて 4 校が統合し、現在 1 校、児童数 100 名、学級数 9 、教職員数 15 名となっている。

平成 14 年に新校舎を建設し、面積は校舎が 3,082 m² 、屋体が 845 m² であるが、築 19 年が経過しており、今後経年劣化に伴う補修や改修などが必要となってくる。

また、 I o T や A I などの技術革新やグローバル化が進む社会の急激な変化に対応するため、校内の高速ネットワーク整備や 1 人 1 台のタブレット端末の導入を実施し、 I C T 教育環境の充実を進めてきた。

今後は導入された I C T を活用し、協働型・双方向型学習の推進に向け、教職員研修等により質的能力の向上を図ることが必要である。

児童一人一人が持続可能な社会の担い手として、豊かな人生を送ることができる「生き抜く力」の基礎となる資質を養うため、思考力・判断力・表現力等の育成を考慮した指導内容の充実を図り、確かな学力と基礎体力の向上による心身共に調和のとれた、心豊かな人間の育成を目指す。

イ 中学校

本町の中学校は 1 校で、生徒数は年々減少し、現在 48 名、学級数 4 、教職員数 12 名となっている。校舎は昭和 53 年に完成し、面積は校舎が 2,976 m² 、屋体が 1,074 m² となっているが、建築から 43 年が経過し老朽化が激しい校舎については、様々な角度から検討を行い、最適な整備計画を策定する必要がある。

また、中学校も小学校と同様に I C T 教育環境の整備を実施したが、今後は導入された I C T を活用し、協働型・双方向型学習の推進に向け、教職員研修等により質的能力の向上を図ることが必要である。

S o c i e t y 5. 0 といわれる社会への変化に加え、新学習指導要領の改訂など制度的な枠組みも大きな転換期にあり、生徒一人ひとりが持続可能な社会の担い手として、様々な課題に主体的に取り組み、他者と協働し課題解決に向け努力する「生き抜く力」に必要な基本的な資質を育成することが求められている。

資質・能力を身に付けた生徒の育成を確実に進めるために、主体的・対話的で深い学びの視点から学習課程の改善を行うと共に、適切な教育環境条件の中で最大限の学習効果が発揮できるよう、教育環境の整備・充実を図る必要がある。

ウ 給食センター

平成 14 年に北空知学校給食組合に加入し、副食の配送及び主食については業者に委託し、完全米飯給食を実施していたが、施設の老朽化により新たに北空知圏学校給食組合を設立し、平成 27 年 4 月から主食、副食の一体的な提供を行っている。

安全・安心な学校給食の提供と業務の効率化を図り、食育や地産地消の更なる推進を図ることが必要である。

エ 社会教育

町民が社会の変化に的確に対応し、生きがいを持って充実した社会生活を送っていく上で、それぞれの目的と課題に応じて、絶えず新たな知識・技術を習得していくことが最も重要なことである。

平成 6 年に生涯学習の町を宣言して以来、町民の生涯学習に対する関心や意欲は高まり、学習活動も活発化している。

本町の社会教育は、こうした生涯学習の観点に立ち、各種講座や団体活動等をファミリースポーツセンター、生涯学習センター、図書館、交流会館、郷土館などを拠点として幅広く行っている。

今後は、町民の多様なニーズに対応するため学習機会を拡充し、学習者の意欲に応えることが必要である。

また、少子化の進行等における児童の健全育成を図るため、世代を超えた交流の場を設定する必要がある。

子ども達が自らの可能性を最大限發揮するためには、夢や希望を持つことが重要となってくる。一人一人が将来の選択肢を広げ、夢や希望を実現できるよう、自ら体験活動を行うために必要となる支援や学力の向上に資する事業を行う必要がある。

オ 社会体育

町民の健康保持増進のためスポーツの生活化を図り、町民皆スポーツを目標としているところであり、現在その成果はあがっている。昭和 48 年に完成したファミリースポーツセンターをはじめ、陸上競技場・プール・公園・グラウンド・ふれあいプラザ等は家族ぐるみで利用できる施設であり、本町の核施設として機能している。

また近年は、パークゴルフ場の利用率が高く近隣市町村からも多く訪れ、スポーツ交流としての賑わいを見せている。

しかし、若年層を中心とした人口減少と、スポーツ種目の増大により団体競技を中心に各種スポーツチームを編成するのが難しい状態にある。

(2) その対策

ア 小学校

(基本目標)

◇ 指導内容の充実による基礎学力の定着を図る。

(主要な施策)

- ① 思考力・判断力・表現力等の育成に努める。
- ② 協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境を構築する。
- ③ 学力の向上と教育環境の充実を図る。
- ④ 経年劣化等に伴う校舎の修繕や改修を計画的に実施する。

イ 中学校

(基本目標)

◇ 心豊かな人間性と個性を生かした教育を推進する。

(主要な施策)

- ① 社会で活きる実践的な力の育成に努める。
- ② 協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築する。
- ③ 学力の向上と教育環境の充実を図る。
- ④ 教育施設の維持・整備を図る。
- ⑤ 経年劣化等に伴う校舎の修繕や改修を計画的に実施する。

ウ 給食センター

(基本目標)

◇ 調和のとれた食事提供による魅力ある学校給食づくりを推進する。

(主要な施策)

- ① 食育の推進に努める。
- ② 安全・安心で栄養バランスのある学校給食の安定的な提供に努める。

エ 社会教育

(基本目標)

◇ 学習環境を整備するともに各年代に対応した学習活動の充実を図る。

(主要な施策)

- ① 社会教育関連団体の育成と民間指導者の養成と活用を図る。
- ② 住民意識を啓蒙し生涯学習の充実を図る。
- ③ 学習ニーズに応える施設設備の充実を図る。

- ④ 社会教育施設を利用した児童の交流事業を実施する。
- ⑤ 社会教育施設を快適に使用することができるよう適正な維持管理に努め、経年劣化等に伴う修繕や改修を計画的に実施する。
- ⑥ 夢の実現のため将来の選択肢を広げる体験活動の支援や学力向上を図る事業を実施する。

才　社会体育

(基本目標)

◇ 町民皆スポーツを目指し、スポーツの生活化を図る。

(主要な施策)

- ① 社会体育関係団体の一層の充実と民間指導者の養成と活用を図る。
- ② 町民皆スポーツを目指し、スポーツの生活化を図る。スポーツ・レクリエーション活動の普及・推進を図る。
- ③ 社会体育施設の整備・拡充を図る。
- ④ 社会体育施設を快適に使用することができるよう適正な維持管理に努め、経年劣化等に伴う修繕や改修を計画的に実施する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎 (3)集会施設、体育施設等 集会施設 (4)過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ その他	<p>校舎新築工事</p> <p>大規模改修工事</p> <p>小学校冷房機設置</p> <p>生涯学習センター外壁改修工事</p> <p>ふれあいプラザ外部改修事業 (事業内容) 経年劣化が激しい外部壁面等について塗装などの改修を行う。 (事業の必要性) 外壁の劣化による浸水などにより、内部構造まで腐食が進む恐れがある。 (事業効果) 腐食などを抑え、耐用年数の延長を図る。</p> <p>公設塾開設事業 (事業内容) 小学生及び中学生を対象にした公設塾の開設を行う。 (事業の必要性) 学習の仕方がわからない等、家庭学習に課題がある。 (事業効果) 児童生徒の主体的に学習に取り組む態度の育成、望ましい学習習慣の定着を図る。</p>	町 町 町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は屯田兵の入植によって拓けた町で、平坦部全域が550～630m毎に碁盤の目に道路が確保され、道路に沿って住居が散在し、集落の形成は存在していない。

現在、11町内会により地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動が行われており、今後も地域防災等の観点からも町内会は重要な役割を担っている。

地域住民の自主活動や相互協力の推進を図るため、コミュニティ会館を農家地区に6箇所、市街地区に1箇所設置し、各町内会により自主的に管理運営されている。会館の維持補修に対しては、地域住民に過度な負担となることのないよう適切な財源手当てに努めているが、建設から相当の年数を経過した施設もあることから、適切な老朽化対策が必要である。

離農や利便性を求め生活拠点が農家地区から市街地区へと移り変わっていることから、農家地区の人口が減少傾向にある。今後、地域の人口減少に伴う町内会の再編等を見据えて、施設の統廃合を含めた適正な配置の検討が必要になるであろう。

市街地区には、徒歩圏内に公共施設、商店、ガソリンスタンド、診療所、学校、福祉施設などがあり小さな拠点としての機能を果たしている。今後もその機能を果たせるようサービスの維持を図る必要がある。

増加傾向にある町内の空き家等は、集落の衰退を助長するため、空家対策を総合的かつ計画的に実施し、空き家の除却や利活用を図りながら、空き家等の増加を抑制し良好な住環境の整備を図る必要がある。

また、ニーズを把握し必要に応じ民間賃貸住宅等の整備支援や町有地の売却などを行い、移住定住を促進させ集落の活性化を図っていく。

(2) その対策

(基本目標)

- ◇ 各町内会組織の確保及び適正規模再編を図る。
- ◇ 市街地区の小さな拠点としての機能維持・強化を図る。

(主要な施策)

- ① 町内会活動及び自主防災組織の育成を支援する。
- ② ニーズを把握し必要に応じて定住促進住宅を建設する。
- ③ ニーズを把握し必要に応じて民間賃貸住宅の整備支援を行う。
- ④ 空き家の利活用対策や老朽化した住宅の除却支援を行い、空き家の増加抑制を図る。
- ⑤ 自主防災組織の育成を図る。
- ⑥ 地域の自主性に配慮した管理運営を継続する。

- (7) 施設の維持補修のため、適切な財源手当てを講じる。
- (8) 施設の統廃合を含めた適正な配置を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	定住促進住宅新築工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 芸術文化

町の文化活動の組織としては、秩父別町文化連盟に現在 23 団体が加入しており、この組織の育成を図りながら加入者の拡大や団体間の交流、芸術、文化などの振興を推進している。

各種文化団体やサークルなどは、ファミリースポーツセンター、生涯学習センターなどを拠点として定期的活動など自主的活動を行っている。今後さらに、芸術文化活動の普及拡大を図るため、施設の整備と文化団体の指導者の確保、育成が必要になってくる。

イ 文化財、郷土芸能

文化財は、先人が残してくれた貴重な財産であり、さらに後世へと継承していく必要がある。このため町では昭和 56 年に郷土館を建設し、開拓時代からの資料や文化財などを保存しているが、今後、広報活動や町民の文化財活動に対する関心を高めていく必要がある。

また、町の郷土芸能として、ちくし神楽獅子などがあるが、その保存のため、後継者の育成や支援を図る必要がある。

(2) その対策

ア 芸術文化

(基本目標)

◇ 芸術・文化の振興を図り、文化的な地域づくりを進める。

(主要な施策)

- ① 優れた芸術や文化に接する機会の拡充を図る。
- ② 自主的な文化団体サークルの育成と活性化を図る。
- ③ 自主的な文化団体やサークル活動を推進する指導者の発掘と養成を図る。

イ 文化財、郷土芸能

(基本目標)

◇ 文化財・郷土芸能への理解を深め、その継承に努める。

(主要な施策)

- ① 郷土資料の収集、保存、活用を図る。
- ② 郷土文化や文化財の調査、発掘、保存、活用を図る。
- ③ 郷土芸能、伝統文化の伝承活動の推進を図る。
- ④ 郷土館の維持・整備を図る。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1)地域文化振 興施設等 地域文化 振興施設	郷土館屋根塗装工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

石油などの化石燃料の使用拡大や地域開発による森林伐採によって環境破壊が進み、二酸化炭素の排出により環境汚染や地球温暖化が世界的な問題となっている。

本町では、公共施設や防犯街路灯のLED化を行うなど省エネ設備の導入を推進している。

また、平成19年度・平成20年度の2年間をかけて、町内で使用されていない資源の利活用について調査研究し新エネルギービジョンを策定した。

ビジョンでは二酸化炭素の削減に向け、太陽光等の自然エネルギーの活用や農業を基幹産業とする本町ならではの地域性を活かした新エネルギーとして、農業系バイオマスを活用した次世代燃料の開発が提言されている。

こうした提言等をもとに、太陽光発電の誘致を行い再生可能エネルギーの導入を進めってきたところである。

今後は、まだLED化されていない公共施設等のLED化を進め、エネルギー利用の効率化を図りながら、新しい技術等について情報収集を行い、企業誘致も視野に入れ、本町の特性を生かした再生可能エネルギーの導入について検討していくことが必要である。

(2) その対策

(基本目標)

◇ 地球温暖化を防止し低炭素社会を目指す。

(主要な施策)

- ① 公共施設等のLED化を促進する。
- ② 企業誘致も視野に入れ、本町の特性を生かした再生可能エネルギーの導入を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

秩父別町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

○資料 事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	<p>移住定住推進事業 (事業内容) 町内市街地に存在する空き家を購入した入居者や、宅地を取得し住居を建設する入居者、町民が住む住宅の改修等、町内への移住や定住を促進する事業に要する費用の一部を助成する。</p> <p>(事業の必要性) 町内への移住や定住を促進し、人口減少の抑制を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 町内への移住の推進及び町民の町外への流出を防ぐことで、定住促進による活性化を図ることができる。</p> <p>交流体験農園施設維持補修事業 (事業内容) 交流体験農園施設を適正に維持するため必要な補修を行う。</p> <p>(事業の必要性) 都市との交流拡大を目的とした施設であり、安定して利用されるよう適正な維持が求められている。</p> <p>(事業効果) 施設を適正に維持管理することで交流人口を拡大し、定住の促進と地域の活性化が図られる。</p>	町	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	<p>加工用トマト作付奨励助成事業 (事業内容) 特産のトマトジュースあかずきんちゃん用のトマト作付を奨励し、作付を行った生産者に助成を行う。</p> <p>(事業の必要性) トマト生産者を確保することで原料を確保し、秩父別町ブランドであるトマトジュース存続を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 特産品の存続は、観光客等の誘致の源となり、観光振興や町の知名度向上に効果がある。</p> <p>ブロッコリー作付奨励助成事業 (事業内容) 特産のブロッコリーの作付を奨励し、作付を行った生産者に苗購入に対する助成を行う。</p> <p>(事業の必要性) 経費の一部を助成することで負担軽減と生産意欲の高揚を図り、生産量維持・拡大を目指す。</p> <p>(事業効果) 生産者の収入増加や生産量維持・拡大に伴い地域農業の</p>	町	

		活性化が図られる。	
		<p>良品質米栽培事業補助金 (事業内容) 幼穂形成期にケイ酸資材を導入した農業者若しくは団体に対して購入費用の助成を行う。</p> <p>(事業の必要性) 経費の一部を助成することでより高品質で売れる米づくりを目指す。</p> <p>(事業効果) 登熟歩合の向上、対病害虫性と対倒伏性の向上並びに低タンパク米生産の向上を推進することにより高品質な米づくりが図られ、生産者の収入増加と地域農業の持続的な発展が期待される。</p>	町
商工業・ 6次産業化		<p>商工振興対策補助金 (事業内容) 商工会が実施するプレミアム商品券及び、ポイントカードの付加価値分と商工振興イベントの費用を補助する。</p> <p>(事業の必要性) 地域経済の低迷から購買意欲が低下し、町内消費が落ち込みを見せており。商店に活力を与えるためにも、町内の購買を誘導する事業や、商工業者との交流を図るイベントの開催が求められている。</p> <p>(事業効果) 町内での消費を促し、地域経済の活性化と持続的な消費拡大につなげる。</p>	町 地域経済の活性化と継続的な消費拡大に繋げる。
		<p>産業振興イベント等開催費助成事業 (事業内容) 町内外で開催される各種イベント等の開催にかかる費用を助成する。</p> <p>(事業の必要性) 停滞した地域経済を刺激するためには、都市住民の来訪機会を拡大し、農産物や観光施設等を広く周知することが必要であり、町への集客を増加させるためにも、イベントの開催やそのPRが望まれている。</p> <p>(事業効果) 集客の効果により、交流人口を拡大し、地域の活性化を図ることができる。</p>	町 交流人口が拡大し、地域の持続的な活性化を図ることができる。
		<p>経済対策商品券交付事業 (事業内容) 町内各世帯毎に商品券を配付する。</p> <p>(事業の必要性) 高齢化や買い物ニーズの多様化により、町内商店数が減少しているため、既存の商店の活性化が求められている。</p> <p>(事業効果) 町民の町内での購買意欲を高め、町内商店の継続利用の機会となる。</p>	町 町民の町内での購買意欲を高め、町内商店の継続利用の機会となる
観光		<p>秩父別温泉施設維持補修事業 (事業内容) 秩父別温泉施設を適正に維持するため必要な補修を行</p>	町

		<p>う。 (事業の必要性) 観光拠点となっている秩父別温泉施設は、都市からの観光客を受け入れ、町のP R や農産物等の消費拡大に大きな役割を果たしてきた。老朽化した施設を適正に維持するための補修が求められている。</p> <p>(事業効果) 施設を適正に維持管理することで、今後も交流人口を拡大し、地域の活性化を図ることができる。</p> <p>ローズガーデン維持補修事業 (事業内容) ローズガーデンを適正に維持するため必要な補修を行う。</p> <p>(事業の必要性) 観光拠点となっているローズガーデンは、都市からの観光客を受け入れ、町のP R や農産物等の消費拡大に大きな役割を果たしてきた。老朽化した施設を適正に維持するための補修が求められている。</p> <p>(事業効果) 施設を適正に維持管理することで、今後も交流人口を拡大し、地域の活性化を図ることができる。</p>	町	
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	<p>高度無線環境整備事業 (事業内容) 公共施設に WiFi 環境を整備する。</p> <p>(事業の必要性) 利用者のニーズに応え利便性向上、テレワークや I C T 活用に対応できる環境を整備する必要がある。</p> <p>(事業効果) 地域のデジタル化を促進させ、住民等の利便性向上、効率的な行政運営等を図ることができる。</p>	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	<p>地域交通確保補助事業 (事業内容) 赤字が発生しているバス路線の運行費を助成する。</p> <p>(事業の必要性) 人口の減少と、モータリゼーションの発達により、公共交通機関の利用は減少傾向にあるうえ、運行会社では国等の補助金の減額により経営が逼迫し、減便や路線の廃止が検討されており、交通弱者の移動手段を確保するためにも、地域交通路線の維持が求められている。</p> <p>(事業効果) 生活交通体系を維持することで、コミュニティ活動等への参加を促し地域の活性化が図ることができる。</p>	町	

5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業		
	危険施設撤去	<p>町有危険施設撤去事業 (事業内容)</p> <p>町内に点在する老朽化した危険施設の撤去を行う。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>老朽化した危険施設の存在は、景観を損なうばかりでなく、事故や犯罪の発生につながりかねない。住民が安全で安心して生活できる住環境の整備が求められている。</p> <p>(事業効果)</p> <p>地域住民が安全で安心して暮らすことのできる環境を整備することで、住民の町外流出を防ぎ、地域の活性化を図ることができる。</p>	町
	防災・防犯	<p>防犯灯・街路灯電気料等補助事業 (事業内容)</p> <p>町内に設置されている街路灯等の維持に係る経費を補助する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>街路灯は、防犯効果があるとともに、夜間の歩行者等の安全な通行の確保と、住宅周辺の居住環境の明るさを保つ役割があり、「地域の安全は地域で守る」という認識の下に街路灯の適正な維持管理が求められている。</p> <p>(事業効果)</p> <p>夜間の事故と犯罪を未然に防ぎ、町民に安心安全な生活環境を提供することができる。</p>	町
		<p>防犯街路灯ＬＥＤ化事業 (事業内容)</p> <p>町内に設置されている防犯路灯のＬＥＤ化を図る。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>防犯街路灯はまちの安全安心を確保するうえで必要不可欠であるが、電気使用料金や修繕料などの経費負担が大きいため、ＬＥＤ化することにより経費削減とインフラ長寿命化が求められている。</p> <p>(事業効果)</p> <p>経費削減及びインフラの長寿命化に寄与し、エネルギー利用の効率化を図ることができる。</p>	町
		<p>防災用備蓄用品整備事業 (事業内容)</p> <p>災害に備えて、町民の安全・安心を確保するために、防災対策のための備蓄用品を購入する。</p> <p>(事業の必要性)</p> <p>町民の生命財産を守るために、災害時に備えた防災対策が求められている。</p> <p>(事業効果)</p> <p>災害発生時に町民の安全・安心を確保することができる。</p>	町
		<p>老朽住宅等除却促進補助事業 (事業内容)</p> <p>町内における老朽化した住宅等の除却を促進するため、除却に要する費用の一部を助成する。</p>	町

		<p>(事業の必要性) 空家等の老朽化した住宅の増加は、社会問題となっており、景観を損ない、事故や犯罪の発生につながるため、除却促進を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 住民が安全で安心して暮らすことのできる環境整備が図られる。また、土地の有効活用促進を図ることができる。</p>		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	<p>乳幼児等医療費助成事業 (事業内容) 18歳までの医療費自己負担額を助成する。</p> <p>(事業の必要性) 少子化が進む中、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められている。</p> <p>(事業効果) 安心して子育てできるまちづくりが推進される。</p> <p>子育て支援水道料金助成事業 (事業内容) 高校生までの児童・生徒を養育している世帯に水道料基本料相当分を助成する。</p> <p>(事業の必要性) 少子化対策として、子育て世帯の負担軽減が求められている。</p> <p>(事業効果) 子育て環境の充実により少子化対策の一助としてすることで、移住・定住の促進が図られる。</p> <p>出産祝金給付事業 (事業内容) 秩父別町で出生し満1年が経過した世帯を対象に祝金を給付する。</p> <p>(事業の必要性) 少子化対策として子育て世代の負担軽減が求められている。</p> <p>(事業効果) 子育て環境の充実により少子化対策の一助としてすることで、移住定住の促進が図られる。</p>	町	
	高齢者・障害者福祉	<p>高齢者温泉利用助成事業 (事業内容) 高齢者に対して秩父別温泉施設入館料の一部を助成する。</p> <p>(事業の必要性) 高齢化が進む中、高齢者の社会参加や生きがいを持って暮らせるよう、心身の健康保持と地域交流の拠点となる温泉施設の利用が求められている。</p> <p>(事業効果) 高齢者の健康保持により、安心して暮らせるまちづくりが推進される。</p>	町	

		<p>重度心身障がい者・ひとり親家庭医療費助成事業 (事業内容) 重度心身障がい者及びひとり親家庭の医療費自己負担額を助成する。 (事業の必要性) 重度心身障がい者及びひとり親家庭の経済的負担の軽減が求められている。 (事業効果) 重度心身障がい者及びひとり親家庭の家族が安心して暮らせるまちづくりが推進される。</p>	町	
		<p>高齢者タクシーア助成事業 (事業内容) 高齢者を対象にタクシーア助成券を交付し、町内の医療機関等への通院等の際に、町内のタクシーを利用した場合、利用料を助成する。 (事業の必要性) 高齢者の移動における経済的負担を軽減し社会参加と福祉の増進を図る。 (事業効果) 高齢者の社会参加や福祉の増進が図られる。</p>	町	
		<p>介護予防生活支援事業 (事業内容) 高齢者世帯等に対し除雪ヘルパーの派遣や配食サービスを実施する。 (事業の必要性) 本町の高齢化率は増加の一途をたどり、これとともに高齢者の独居世帯や夫婦世帯が増加している。住み慣れた地域での定住を促すために、高齢者への生活支援は重要である。 (事業効果) 高齢者が除雪等への不安なく健康で暮らすことに資するため、定住の促進が図られる。</p>	町	
	その他	<p>人間ドック受診助成事業 (事業内容) 人間ドック受診に係る自己負担額を一部助成する。 (事業の必要性) 住民の健康保持のため、人間ドック受診に係る経済的負担の軽減が求められている。 (事業効果) 住民の健康が保持されることにより、地域の活性化が図られる。</p>	町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	<p>町立診療所等経営助成事業 (事業内容) 町立診療所等の経営安定のため収入の不足分を補填する。 (事業の必要性) 過疎地域においても地域の医療を守るために医師の確保が</p>	町	

		<p>求められている。 (事業効果) 地域医療の確保により安心安全な住環境を提供することができる。</p> <p>整形外科医師出向負担金事業 (事業内容) 町立診療所において整形外科診療を実施する。 (事業の必要性) 高齢者等の整形外科への通院負担の軽減が求められている。 (事業効果) 整形外科への通院者の負担軽減を図り、町民福祉向上に資することができる。</p> <p>その他</p> <p>北空知救急医療センター負担金事業 (事業内容) 北空知の休日当番医と夜間急病テレホンセンターに係る費用を、関係市町で負担する。 (事業の必要性) 夜間、休日の急病に対する診療体制を構築するため、医師、看護師等の医療従事者の確保が求められている。 (事業効果) 北空知の住民が休日や夜間においても、安心して暮らせる医療体制の促進が図られる。</p>	町	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業	<p>生涯学習・スポーツ</p> <p>ふれあいプラザ外部改修事業 (事業内容) 経年劣化が激しい外部壁面等について塗装などの改修を行う。 (事業の必要性) 外壁の劣化による浸水などにより、内部構造まで腐食が進む恐れがある。 (事業効果) 腐食などを抑え、耐用年数の延長を図る。</p> <p>その他</p> <p>公設塾開設事業 (事業内容) 小学生及び中学生を対象にした公設塾の開設を行う。 (事業の必要性) 学習の仕方がわからない等、家庭学習に課題がある。 (事業効果) 児童生徒の主体的に学習に取り組む態度の育成、望ましい学習習慣の定着を図る。</p>	町	